

令和6年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）提出案件一覧表

- 報告第20号 専決処分の報告について（令和6年度厚木市一般会計補正予算（第5号））
- 議案第72号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第76号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について
- 議案第77号 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 厚木市建築基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 町の区域の設定及び字の廃止について
- 議案第84号 厚木市荻野運動公園指定管理者の指定について
- 議案第85号 都市公園を設置すべき区域の決定について
- 議案第86号 令和6年度厚木市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第87号 令和6年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第88号 令和6年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第89号 令和6年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第90号 令和6年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第91号 令和6年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 専決処分した事項

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙に要する経費に関する令和6年度厚木市一般会計補正予算（第5号）（別紙のとおり）

2 専決番号

専決第11号

3 専決処分日

令和6年10月9日

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

令和 6 年度
厚木市一般会計補正予算（第 5 号）

令和6年度厚木市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度の厚木市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109,080,775千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		19,604,717	104,171	19,708,888
	15 委託金	68,547	104,171	172,718
歳入合計		108,976,604	104,171	109,080,775

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		15,250,254	104,171	15,354,425
	25 選挙費	65,903	104,171	170,074
歳出合計		108,976,604	104,171	109,080,775

令和 6 年度
厚木市一般会計補正予算
(第 5 号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,968,858
10 地方譲与税	529,866
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	202,000
21 株式等譲渡所得割交付金	220,000
23 法人事業税交付金	835,000
24 地方消費税交付金	5,800,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	1,230,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	376,890
50 使用料及び手数料	1,394,971
55 国庫支出金	19,604,717
60 県支出金	6,364,341
65 財産収入	241,218
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	6,434,221
80 繰越金	3,796,887
85 諸収入	4,686,835
90 市債	12,652,800
歳 入 合 計	108,976,604

(単位:千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	42,968,858	39.4
	529,866	0.5
	14,000	0.0
	202,000	0.2
	220,000	0.2
	835,000	0.8
	5,800,000	5.3
	138,000	0.1
	118,000	0.1
	1,230,000	1.1
	30,000	0.0
	38,000	0.0
	376,890	0.4
	1,394,971	1.3
104,171	19,708,888	18.1
	6,364,341	5.8
	241,218	0.2
	1,300,000	1.2
	6,434,221	5.9
	3,796,887	3.5
	4,686,835	4.3
	12,652,800	11.6
104,171	109,080,775	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	460,132		460,132
10 総務費	15,250,254	104,171	15,354,425
15 民生費	42,397,142		42,397,142
20 衛生費	11,781,715		11,781,715
25 労働費	308,069		308,069
30 農林水産業費	962,737		962,737
35 商工費	3,463,392		3,463,392
40 土木費	15,840,683		15,840,683
45 消防費	3,429,416		3,429,416
50 教育費	9,423,309		9,423,309
60 公債費	5,559,755		5,559,755
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	108,976,604	104,171	109,080,775

(単位:千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率
特 定	財 源	一般財源		
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他	
				0.4
104,171				14.1
				38.9
				10.8
				0.3
				0.9
				3.2
				14.5
				3.1
				8.6
				5.1
				0.1
104,171				100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	19,604,717	104,171	19,708,888
15 委託金	68,547	104,171	172,718
10 総務費委託金	2,356	104,171	106,527
歳 入 合 計	108,976,604	104,171	109,080,775

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
10 総務費	15,250,254	104,171	15,354,425		
25 選挙費	65,903	104,171	170,074		
25 衆議院議員総選挙費	0	104,171	104,171	国庫支出金	104,171
歳 出 合 計	108,976,604	104,171	109,080,775		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 選挙費委託金	104,171	1 衆議院議員総選挙費委託金 【選挙管理委員会】 104,171

5 5 国庫支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	10,257	1 衆議院議員総選挙執行費 【選挙管理委員会】 104,171
3 職員手当等	26,000	
4 共済費	502	
8 報償費	332	
9 旅費	287	
11 需用費	7,263	
12 役務費	13,634	
13 委託料	27,036	
14 使用料及び賃借料	1,535	
18 備品購入費	17,325	

10 総務費

補 正 予 算 給

1 特別職

区 分	職員数	給 与		
		報 酉	給 料	期末手当 (年間支給率)
補正後	長 等	人 4	千円 38,688	18,087 千円 (4.25月分)
	議 員	28	153,701	65,321 (4.25月分)
	そ の 他	2,720	221,839	
	計	2,752	375,540	38,688 83,408
補正前	長 等	4	38,688	18,087 (4.25月分)
	議 員	28	153,701	65,321 (4.25月分)
	そ の 他	2,445	217,371	
	計	2,477	371,072	38,688 83,408
比 較	長 等	0	0	0
	議 員	0	0	0
	そ の 他	275	4,468	
	計	275	4,468	0 0

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与		
		報 酉	給 料	職員手当等
補 正 後	(1,728) 人 1,560	千円 1,552,334	千円 6,252,976	千円 6,395,815
補 正 前	(1,565) 人 1,560	1,546,545	6,252,976	6,369,815
比 較	(163) 0	5,789	0	26,000

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	200,000	135,790	1,102,554	180,000	17,000
	補 正 前	200,000	135,785	1,102,554	180,000	17,000
	比 較	0	5	0	0	0

与 費 明 細 書

費			共 濟 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 4,487	千円 65,132	千円 9,521	千円 74,653	
		219,022	47,690	266,712	
		221,839		221,839	
3,870	4,487	505,993	57,211	563,204	
3,870	4,487	65,132	9,521	74,653	
		219,022	47,690	266,712	
		217,371		217,371	
3,870	4,487	501,525	57,211	558,736	
0	0	0	0	0	
		0	0	0	
		4,468		4,468	
0	0	4,468	0	4,468	

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 14,201,125	千円 2,613,224	千円 16,814,349	
14,169,336	2,612,722	16,782,058	
31,789	502	32,291	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 429,126	千円 265,000	千円 3,468,817	千円 492,628	千円 104,900
403,131	265,000	3,468,817	492,628	104,900
25,995	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(113)人 1,437	千円	千円 5,866,142	千円 5,848,536
補正前	(113) 1,437		5,866,142	5,822,695
比較	(0) 0		0	25,841

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	200,000	115,000	1,042,503	180,000	17,000
	補正前	200,000	115,000	1,042,503	180,000	17,000
	比較	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,615)人 123	千円 1,552,334	千円 386,834	千円 547,279
補正前	(1,452) 123	1,546,545	386,834	547,120
比較	(163) 0	5,789	0	159

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		20,790	60,051		
	補正前		20,785	60,051		
	比較		5	0		

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 11,714,678	千円 2,348,830	千円 14,063,508	
11,688,837	2,348,830	14,037,667	
25,841	0	25,841	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 403,574	千円 265,000	千円 3,038,459	千円 483,000	千円 104,000
377,733	265,000	3,038,459	483,000	104,000
25,841	0	0	0	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 2,486,447	千円 264,394	千円 2,750,841	
2,480,499	263,892	2,744,391	
5,948	502	6,450	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 25,552	千円 430,358	千円 9,628	千円 900	
25,398		430,358	9,628	900
154		0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳
職 員 手 当 等	千円 26,000	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分
		そ の 他 の 増 減 分

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	円 434,904
補 正 前	433,515

説明	備考
衆議院議員総選挙執行に伴う職員手当等の増	

議案第72号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市妻田北
氏 名 前頭七恵様
昭和33年生まれ

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

まえがしら ななえ 様 略歴 前頭 七恵 様 略歴

本籍地 厚木市
住所 厚木市妻田北
生年 昭和33年
最終学歴 横浜市立桜丘高等学校卒業
職業 無職
経歴 警視庁職員
民生委員・児童委員
現 保護司
現 人権擁護委員

議案第73号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市王子
氏 名 太田 紀子様
昭和37年生まれ

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

おおた のりこ 太田 紀子 様 略歴

本籍地 厚木市
住所 厚木市王子
生年 昭和37年
最終学歴 神奈川県立川崎北高等学校卒業
職業 無職
経歴 会社員
民生委員・児童委員

議案第74号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市中町

氏 名 蓮 見 優 子 様

昭和31年生まれ

令和6年11月29日提出

厚木市長 山 口 貴 裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

蓮見 優子 様 略歴

本籍地 厚木市
住所 厚木市中町
生年 昭和31年
最終学歴 京浜女子大学家政学部卒業
職業 無職
経歴 厚木市立森の里小学校校長
厚木市立厚木小学校校長
現 厚木市小中学校通学区域再編成委員会委員長
現 保護司
現 厚木市図書館協議会会长

議案第75号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 厚木市下荻野
氏 名 小林 博美 様
昭和37年生まれ

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

参考資料

こばやし ひろみ 様 略歴

本籍地 厚木市
住所 厚木市下荻野
生年 昭和37年
最終学歴 神奈川県立衛生短期大学卒業
職業 農業
経歴 厚木市立小学校養護教諭
現 新宿自治会副会長

議案第76号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が新たに拘禁刑として单一化されることに伴い、所要の措置を講ずるため、本条例を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(厚木市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の分限に関する条例（昭和30年厚木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(厚木市職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 厚木市職員の退職手当に関する条例（昭和38年厚木市条例第15号）第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項

(2) 厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年厚木市条例第40号）第4条第1号

(厚木市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 厚木市消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例（昭和39年厚木市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(厚木市ラブホテル建築規制条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 厚木市ラブホテル建築規制条例（昭和62年厚木市条例第17号）第11条第1項

(2) 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）第32条

(3) 厚木市行政不服審査会条例（平成28年厚木市条例第4号）第8条

(4) 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）附則第6項各号列記以外の部分及び第7項

(5) 厚木市個人情報保護審査会条例（令和4年厚木市条例第20号）第14条及び附則第7項

(厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正)

第6条 厚木市住みよいまちづくり条例（平成15年厚木市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第17条第3項」を「前条第3項」に改める。

第27条第4号中「第26条第1項」を「前条第1項」に改める。

第51条各号列記以外の部分中「第3章」を「前章」に改める。

第57条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(厚木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第7条 厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「個人情報の」を「個人情報等の」に改める。

第50条中「第4章」を「前章」に改める。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の厚木市職員の給与に関する条例第16条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定

められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の厚木市職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項並びに第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

参考資料

新旧文对照表

新	旧
厚木市職員の分限に関する条例の一部改正（第1条関係） (失職の例外) 第8条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、 <u>拘禁刑</u> に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができます。	厚木市職員の分限に関する条例の一部改正（第1条関係） (失職の例外) 第8条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、 <u>禁錮以上</u> の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された者については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができます。
2 略	2 略
厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める处分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第16条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める处分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略	第16条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 及び(3) 略

4及び5 略

厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正 (第3条関係)

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2~4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定し

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 及び(3) 略

4及び5 略

厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正 (第3条関係)

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2~4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定し

た場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2~6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条の規定により準用する国家公務員退職手当法第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

た場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6~10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 略

2~6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条の規定により準用する国家公務員退職手当法第10条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第19条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第19条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2~6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第19条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5~8 略</p> <p>厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第3条関係）</p> <p>(次格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>厚木市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>厚木市ラブホテル建築規制条例の一部改正（第</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2~6 略</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第19条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5~8 略</p> <p>厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正（第3条関係）</p> <p>(次格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>厚木市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)~(5) 略</p> <p>厚木市ラブホテル建築規制条例の一部改正（第</p>
---	--

<p>5条関係 (罰則)</p> <p>第11条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p> <p>厚木市情報公開条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第32条 第21条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>厚木市行政不服審査会条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>厚木市個人情報保護条例の一部改正（第5条関係）</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8及び9 略</p> <p>厚木市個人情報保護審査会条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第14条 第10条の規定に違反して秘密を漏らし</p>	<p>5条関係 (罰則)</p> <p>第11条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 略</p> <p>厚木市情報公開条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第32条 第21条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>厚木市行政不服審査会条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>厚木市個人情報保護条例の一部改正（第5条関係）</p> <p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8及び9 略</p> <p>厚木市個人情報保護審査会条例の一部改正（第5条関係） (罰則)</p> <p>第14条 第10条の規定に違反して秘密を漏らし</p>
---	--

た者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

1~6 略

7 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

8及び9 略

厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（第6条関係）

(審議会の設置)

第18条 第10条第3項、第13条第3項及び前条第3項の規定による市長の意見の求めに応じるため、厚木市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2~5 略

(特定開発事業の承認)

第27条 市長は、承認申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、次に掲げる承認基準に適合するときは、当該特定開発事業を承認しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前条第1項及び第2項の規定による説明が適正になされていること。

(適用除外)

第51条 次に掲げる特定開発事業については、前章の規定は、適用しない。

(1)~(3) 略

(罰則)

第57条 第52条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

厚木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正（第7条関係）

目次

第1章 略

第2章 個人情報等の取扱い(第4条～第16条)

第3章～第6章 略

附則

た者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

1~6 略

7 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8及び9 略

厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正（第6条関係）

(審議会の設置)

第18条 第10条第3項、第13条第3項及び第17条第3項の規定による市長の意見の求めに応じるため、厚木市まちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2~5 略

(特定開発事業の承認)

第27条 市長は、承認申請書の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、次に掲げる承認基準に適合するときは、当該特定開発事業を承認しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 第26条第1項及び第2項の規定による説明が適正になされていること。

(適用除外)

第51条 次に掲げる特定開発事業については、第3章の規定は、適用しない。

(1)~(3) 略

(罰則)

第57条 第52条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

厚木市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正（第7条関係）

目次

第1章 略

第2章 個人情報の取扱い(第4条～第16条)

第3章～第6章 略

附則

(適用除外)

第50条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(罰則)

第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(適用除外)

第50条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(罰則)

第55条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

議案第 77 号

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

厚木市長 山口 貴裕

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するほか、所要の措置を講ずるため、関係条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び附則第16項第3号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改め、同条第4項中「。附則第16項第3号において同じ。」を削る。

第17条第1項中「及び附則第16項第4号」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	183,500	213,600	261,300	287,300	309,800	335,000	351,400	373,400
2	184,600	215,200	262,300	288,900	311,500	336,900	353,800	376,000
3	185,800	216,800	263,300	290,400	313,200	338,700	356,200	378,300
4	186,900	218,400	264,300	291,900	314,700	340,500	358,200	380,500
5	188,000	220,000	265,300	293,400	316,100	342,200	360,700	382,400
6	189,700	221,700	266,300	294,900	317,400	343,900	362,800	384,700
7	191,300	223,000	267,300	296,300	318,700	345,500	364,900	386,800
8	192,900	224,300	268,300	297,600	320,000	347,200	366,800	388,800
9	194,500	225,600	269,300	298,800	321,300	348,800	368,200	390,800
10	196,200	226,700	270,300	300,300	323,100	350,500	370,200	393,100
11	197,800	227,800	271,300	301,800	324,900	352,100	372,100	395,300
12	199,400	228,900	272,300	303,200	326,600	353,700	374,000	397,500
13	201,000	230,000	273,300	304,600	328,300	355,200	375,900	399,700
14	202,700	231,500	274,300	305,700	330,000	356,900	378,300	402,000
15	204,400	233,000	275,300	306,700	331,700	358,500	380,600	404,200
16	206,100	234,500	276,400	307,900	333,400	360,100	382,900	406,500
17	207,400	236,000	277,400	309,100	335,000	361,700	385,000	408,300
18	209,000	237,500	278,700	310,700	336,700	363,500	387,100	410,200
19	210,600	239,000	280,000	312,300	338,400	365,000	387,500	412,100
20	212,100	240,500	281,200	313,900	340,000	366,600	389,600	413,900
21	213,600	242,000	282,500	315,400	341,500	368,000	391,600	415,700
22	215,200	243,400	283,800	317,000	343,100	369,600	393,500	417,500
23	216,800	244,800	285,000	318,600	344,700	371,200	395,500	419,300
24	218,400	246,200	286,200	320,200	346,200	372,700	397,300	421,100
25	220,000	247,400	287,300	321,700	347,600	374,600	399,100	422,700
26	221,700	248,600	288,500	323,400	349,300	376,500	400,700	424,200
27	223,000	249,800	289,800	325,000	350,900	378,400	402,200	425,700
28	224,300	251,000	291,100	326,600	352,500	380,200	403,700	427,200
29	225,600	252,100	292,400	328,000	353,700	381,700	404,900	428,700
30	226,700	253,200	293,400	329,700	355,200	383,500	406,300	430,000
31	227,800	254,300	294,400	331,400	356,700	385,200	407,800	431,300
32	228,900	255,400	295,500	333,000	358,200	386,800	409,300	432,500
33	230,000	256,400	296,600	334,200	359,900	388,500	410,700	433,700
34	231,500	257,400	297,800	336,100	361,700	389,900	411,700	435,000
35	233,000	258,400	298,900	337,800	363,400	391,300	412,700	436,300
36	234,500	259,400	300,100	339,400	365,100	392,700	413,700	437,500
37	236,000	265,300	301,300	340,900	366,500	394,100	414,700	438,700
38	237,500	266,300	302,600	342,500	367,800	395,300	415,700	439,500
39	239,000	267,300	303,900	344,100	369,000	396,500	416,700	440,300
40	240,500	268,300	305,200	345,700	370,400	397,500	417,700	441,100
41	242,000	269,300	306,500	347,400	371,500	398,600	418,500	441,700
42	243,400	270,300	307,800	349,200	372,400	399,800	419,400	442,300
43	244,800	271,300	309,100	351,000	373,400	400,900	420,300	442,900
44	246,200	272,300	310,400	352,800	374,500	402,000	421,200	443,500
45	247,400	273,300	311,700	354,300	375,300	402,700	421,900	444,200
46	248,600	274,300	313,000	355,700	376,200	403,400	422,800	445,000

47	249, 800	275, 300	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	423, 800	445, 400
48	251, 000	276, 400	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	424, 700	446, 100
49	252, 100	277, 400	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	425, 700	446, 600
50	253, 200	278, 700	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	426, 500	447, 000
51	254, 300	280, 000	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	427, 500	447, 400
52	255, 400	281, 200	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	428, 500	447, 800
53	256, 400	282, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	429, 400	448, 200
54	257, 400	283, 800	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	430, 400	448, 600
55	258, 400	285, 000	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	431, 300	449, 000
56	259, 400	286, 200	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	431, 900	449, 300
57	260, 400	287, 300	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	432, 700	449, 600
58	261, 300	288, 500	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	433, 700	450, 000
59	262, 200	289, 800	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	434, 700	450, 300
60	263, 100	291, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	435, 600	450, 600
61	263, 900	292, 400	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	436, 400	450, 900
62	264, 700	293, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	437, 400	451, 300
63	265, 500	294, 400	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	438, 400	451, 600
64	266, 300	295, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	439, 400	451, 900
65	267, 000	296, 600	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	440, 200	452, 200
66	267, 800	297, 800	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	441, 200	452, 600
67	268, 600	298, 900	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	442, 200	452, 900
68	269, 300	300, 100	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	443, 200	453, 200
69	270, 000	301, 300	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	443, 900	453, 500
70	270, 800	302, 600	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	444, 900	453, 900
71	271, 600	303, 900	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	445, 800	454, 200
72	272, 300	305, 200	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	446, 800	454, 500
73	273, 000	306, 500	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	447, 600	454, 800
74	273, 800	307, 800	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	448, 500	455, 200
75	274, 600	309, 100	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	449, 500	455, 500
76	275, 300	310, 400	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	450, 500	455, 800
77	276, 000	311, 700	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	450, 900	456, 100
78	276, 700	313, 000	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	277, 400	314, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	278, 100	315, 400	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	278, 800	316, 300	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	279, 500	317, 600	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	280, 200	318, 900	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	280, 900	320, 200	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	281, 500	321, 400	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	282, 200	322, 700	344, 500	383, 300	396, 500			
87	282, 800	323, 900	344, 900	383, 700	396, 800			
88	283, 500	325, 100	345, 300	384, 100	397, 000			
89	284, 100	326, 400	345, 600	384, 500	397, 200			
90	284, 800	327, 500	346, 000	385, 000	397, 500			
91	285, 400	328, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	286, 100	329, 700	346, 800	385, 800	398, 000			
93	286, 700	330, 400	347, 000	386, 100	398, 200			
94	287, 400	331, 300	347, 400					
95	288, 000	332, 000	347, 800					
96	288, 500	332, 800	348, 200					

97	289,000	333,600	348,400					
98		334,000	348,800					
99		334,600	349,200					
100		335,300	349,500					
101		336,100	349,800					
102		336,800	350,200					
103		337,500	350,600					
104		338,100	351,000					
105		338,600	351,500					
106		339,200	351,900					
107		339,700	352,300					
108		340,300	352,700					
109		340,600	353,200					
110		341,100	353,600					
111		341,500	353,900					
112		341,900	354,200					
113		342,300	354,700					
114		342,800						
115		343,300						
116		343,800						
117		344,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	188,000	188,000	220,000	261,300	287,300
2	189,700	189,700	221,700	262,300	288,900
3	191,300	191,300	223,000	263,300	290,400
4	192,900	192,900	224,300	264,300	291,900
5	194,500	194,500	225,600	265,300	293,400
6	196,200	196,200	226,700	266,300	294,900
7	197,800	197,800	227,800	267,300	296,300
8	199,400	199,400	228,900	268,300	297,600
9	201,000	201,000	230,000	269,300	298,800
10	202,700	202,700	231,100	270,300	300,300
11	204,400	204,400	232,200	271,300	301,800
12	206,100	206,100	233,300	272,300	303,200
13	207,400	207,400	234,400	273,300	304,600
14	209,000	209,000	235,400	274,300	305,700
15	210,600	210,600	236,400	275,300	306,700
16	212,100	212,100	237,300	276,400	307,900
17	213,600	213,600	242,000	277,400	309,100
18	215,200	215,200	243,400	278,700	310,700
19	216,800	216,800	244,800	280,000	312,300
20	218,400	218,400	246,200	281,200	313,900
21	220,000	220,000	247,400	282,500	315,400
22	221,700	221,700	248,600	283,800	317,000
23	223,000	223,000	249,800	285,000	318,600
24	224,300	224,300	251,000	286,200	320,200
25	225,600	225,600	252,100	287,300	321,700
26	226,700	226,700	253,200	288,500	323,400
27	227,800	227,800	254,300	289,800	325,000
28	228,900	228,900	255,400	291,100	326,600
29	230,000	230,000	256,400	292,400	328,000
30	231,100	231,100	257,400	293,400	329,700
31	232,200	232,200	258,400	294,400	331,400
32	233,300	233,300	259,400	295,500	333,000
33	234,400	234,400	265,300	296,600	334,200
34	235,400	235,400	266,300	297,800	336,100
35	236,400	236,400	267,300	298,900	337,800
36	237,300	237,300	268,300	300,100	339,400
37	238,200	242,000	269,300	301,300	340,900
38	239,100	243,400	270,300	302,600	342,500
39	239,900	244,800	271,300	303,900	344,100
40	240,700	246,200	272,300	305,200	345,700
41	241,400	247,400	273,300	306,500	347,400
42	242,000	248,600	274,300	307,800	349,200
43	242,600	249,800	275,300	309,100	351,000
44	243,200	251,000	276,400	310,400	352,800
45	243,800	252,100	277,400	311,700	354,300
46	244,400	253,200	278,700	313,000	355,700
47	245,000	254,300	280,000	314,300	357,100
48	245,500	255,400	281,200	315,400	358,500

49	246, 000	256, 400	282, 500	316, 300	360, 000
50	246, 400	257, 400	283, 800	317, 600	360, 800
51	246, 700	258, 400	285, 000	318, 900	361, 800
52	247, 000	259, 400	286, 200	320, 200	362, 800
53	247, 300	260, 400	287, 300	321, 400	363, 700
54	247, 600	261, 300	288, 500	322, 700	364, 800
55	247, 900	262, 200	289, 800	323, 900	365, 700
56	248, 200	263, 100	291, 100	325, 100	366, 700
57	248, 500	263, 900	292, 400	326, 400	367, 600
58	248, 800	264, 700	293, 400	327, 500	368, 300
59	249, 100	265, 500	294, 400	328, 600	369, 000
60	249, 400	266, 300	295, 500	329, 700	369, 600
61	249, 700	267, 000	296, 600	330, 400	370, 000
62	250, 000	267, 800	297, 800	331, 300	370, 600
63	250, 300	268, 600	298, 900	332, 000	371, 300
64	250, 600	269, 300	300, 100	332, 800	372, 000
65	250, 900	270, 000	301, 300	333, 600	372, 300
66	251, 200	270, 800	302, 600	334, 000	373, 000
67	251, 500	271, 600	303, 900	334, 600	373, 700
68	251, 800	272, 300	305, 200	335, 300	374, 300
69	252, 100	273, 000	306, 500	336, 100	374, 600
70	252, 400	273, 800	307, 800	336, 800	375, 100
71	252, 700	274, 600	309, 100	337, 500	375, 700
72	253, 000	275, 300	310, 400	338, 100	376, 300
73	253, 300	276, 000	311, 700	338, 600	376, 600
74	253, 600	276, 700	313, 000	339, 200	377, 200
75	253, 900	277, 400	314, 300	339, 700	377, 900
76	254, 200	278, 100	315, 400	340, 300	378, 500
77	254, 500	278, 800	316, 300	340, 600	378, 900
78		279, 500	317, 600	341, 100	379, 400
79		280, 200	318, 900	341, 500	380, 000
80		280, 900	320, 200	341, 900	380, 500
81		281, 500	321, 400	342, 300	381, 000
82		282, 200	322, 700	342, 800	381, 600
83		282, 800	323, 900	343, 300	382, 100
84		283, 500	325, 100	343, 800	382, 400
85		284, 100	326, 400	344, 100	382, 800
86		284, 800	327, 500	344, 500	383, 300
87		285, 400	328, 600	344, 900	383, 700
88		286, 100	329, 700	345, 300	384, 100
89		286, 700	330, 400	345, 600	384, 500
90		287, 400	331, 300	346, 000	385, 000
91		288, 000	332, 000	346, 400	385, 400
92		288, 500	332, 800	346, 800	385, 800
93		289, 000	333, 600	347, 000	386, 100
94		289, 600	334, 000	347, 400	
95		290, 100	334, 600	347, 800	
96		290, 700	335, 300	348, 200	
97		291, 200	336, 100	348, 400	
98		291, 700	336, 800	348, 800	
99		292, 300	337, 500	349, 200	
100		292, 900	338, 100	349, 500	
101		293, 400	338, 600	349, 800	

102		293, 900	339, 200	350, 200	
103		294, 300	339, 700	350, 600	
104		294, 600	340, 300	351, 000	
105		294, 800	340, 600	351, 500	
106		295, 100	341, 100	351, 900	
107		295, 300	341, 500	352, 300	
108		295, 600	341, 900	352, 700	
109		295, 800	342, 300	353, 200	
110		296, 000	342, 800	353, 600	
111		296, 300	343, 300	353, 900	
112		296, 500	343, 800	354, 200	
113		296, 800	344, 100	354, 700	
114		297, 100			
115		297, 400			
116		297, 700			
117		298, 000			
118		298, 300			
119		298, 600			
120		299, 000			
121		299, 200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	192, 000	219, 500	247, 600	260, 000	279, 700

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額 円	2級 給料月額 円	3級 給料月額 円	4級 給料月額 円	5級 給料月額 円	6級 給料月額 円	7級 給料月額 円	8級 給料月額 円
1	211,600	245,800	279,500	301,700	307,400	335,000	351,400	373,400
2	214,000	247,300	280,800	302,400	308,200	336,900	353,800	376,000
3	216,400	248,800	282,100	303,100	309,200	338,700	356,200	378,300
4	218,800	250,300	283,300	303,700	310,100	340,500	358,200	380,500
5	221,200	251,800	284,500	304,400	311,000	342,200	360,700	382,400
6	223,600	253,400	285,100	305,200	312,300	343,900	362,800	384,700
7	226,000	254,900	285,700	305,900	313,600	345,500	364,900	386,800
8	228,200	256,400	286,300	306,700	314,900	347,200	366,800	388,800
9	230,400	257,900	286,800	307,400	316,200	348,800	368,200	390,800
10	232,500	259,100	287,400	308,200	317,700	350,500	370,200	393,100
11	234,600	260,300	288,000	309,200	319,000	352,100	372,100	395,300
12	236,600	261,500	288,500	310,100	320,100	353,700	374,000	397,500
13	238,600	262,700	289,000	311,000	321,100	355,200	375,900	399,700
14	240,600	264,000	289,600	312,300	322,300	356,900	378,300	402,000
15	242,600	265,300	290,100	313,600	323,500	358,500	380,600	404,200
16	244,200	266,600	290,600	314,900	324,600	360,100	382,900	406,500
17	245,800	267,900	291,100	316,200	325,700	361,700	385,000	408,300
18	247,300	269,400	291,700	317,700	326,900	363,500	387,100	410,200
19	248,800	270,700	292,200	319,000	328,100	365,000	387,500	412,100
20	250,300	272,100	292,700	320,100	329,200	366,600	389,600	413,900
21	251,800	273,100	293,200	321,100	330,300	368,000	391,600	415,700
22	253,400	274,400	293,800	322,300	331,500	369,600	393,500	417,500
23	254,900	275,700	294,400	323,500	332,700	371,200	395,500	419,300
24	256,400	276,900	295,000	324,600	333,900	372,700	397,300	421,100
25	257,900	278,100	295,700	325,700	335,100	374,600	399,100	422,700
26	259,100	278,700	296,400	326,900	336,300	376,500	400,700	424,200
27	260,300	279,300	297,100	328,100	337,500	378,400	402,200	425,700
28	261,500	279,900	297,800	329,200	338,700	380,200	403,700	427,200
29	262,700	280,300	298,400	330,300	339,900	381,700	404,900	428,700
30	264,000	280,900	299,300	331,500	341,200	383,500	406,300	430,000
31	265,300	281,400	300,100	332,700	342,400	385,200	407,800	431,300
32	266,600	281,900	300,900	333,900	343,600	386,800	409,300	432,500
33	267,900	282,400	301,700	335,100	344,800	388,500	410,700	433,700
34	269,400	283,000	302,800	336,300	346,200	389,900	411,700	435,000
35	270,700	283,500	303,900	337,500	347,500	391,300	412,700	436,300
36	272,100	284,000	304,900	338,700	348,800	392,700	413,700	437,500
37	273,100	284,500	305,900	339,900	349,700	394,100	414,700	438,700
38	274,400	285,100	307,000	341,200	351,000	395,300	415,700	439,500
39	275,700	285,600	308,000	342,400	352,200	396,500	416,700	440,300
40	276,900	286,100	309,100	343,600	353,400	397,500	417,700	441,100
41	278,100	286,600	310,100	344,800	354,600	398,600	418,500	441,700
42	278,700	287,100	311,200	346,200	356,000	399,800	419,400	442,300
43	279,300	287,600	312,300	347,500	357,400	400,900	420,300	442,900
44	279,900	288,100	313,400	348,800	358,800	402,000	421,200	443,500
45	280,300	288,600	314,400	349,700	360,100	402,700	421,900	444,200
46	280,900	289,100	315,500	351,000	361,600	403,400	422,800	445,000
47	281,400	289,600	316,600	352,200	363,100	404,100	423,800	445,400
48	281,900	290,100	317,700	353,400	364,500	404,800	424,700	446,100

49	282, 400	290, 600	318, 700	354, 600	365, 700	405, 400	425, 700	446, 600
50	283, 000	291, 100	319, 800	356, 000	367, 100	406, 000	426, 500	447, 000
51	283, 500	291, 600	320, 900	357, 400	368, 400	406, 500	427, 500	447, 400
52	284, 000	292, 100	322, 000	358, 800	369, 800	406, 900	428, 500	447, 800
53	284, 500	292, 600	323, 000	360, 100	370, 900	407, 300	429, 400	448, 200
54	285, 100	293, 100	324, 200	361, 600	372, 100	407, 500	430, 400	448, 600
55	285, 600	293, 600	325, 400	363, 100	373, 300	407, 800	431, 300	449, 000
56	286, 100	294, 100	326, 600	364, 500	374, 500	408, 100	431, 900	449, 300
57	286, 600	294, 600	327, 300	365, 700	375, 800	408, 400	432, 700	449, 600
58	287, 100	295, 200	328, 600	367, 100	377, 000	408, 700	433, 700	450, 000
59	287, 600	295, 800	329, 900	368, 400	378, 200	409, 000	434, 700	450, 300
60	288, 100	296, 300	331, 200	369, 800	379, 300	409, 300	435, 600	450, 600
61	288, 600	296, 800	332, 500	370, 900	380, 400	409, 500	436, 400	450, 900
62	289, 100	297, 400	333, 900	372, 100	381, 600	409, 800	437, 400	451, 300
63	289, 600	298, 000	335, 300	373, 300	382, 700	410, 100	438, 400	451, 600
64	290, 100	298, 600	336, 700	374, 500	383, 900	410, 400	439, 400	451, 900
65	290, 600	299, 200	338, 000	375, 800	385, 000	410, 600	440, 200	452, 200
66	291, 100	299, 900	339, 600	377, 000	385, 600	410, 900	441, 200	452, 600
67	291, 600	300, 600	341, 100	378, 200	386, 100	411, 200	442, 200	452, 900
68	292, 100	301, 200	342, 600	379, 300	386, 600	411, 500	443, 200	453, 200
69	292, 600	301, 800	344, 000	380, 400	387, 200	411, 700	443, 900	453, 500
70	293, 100	302, 500	345, 500	381, 600	387, 800	412, 000	444, 900	453, 900
71	293, 600	303, 200	347, 000	382, 700	388, 400	412, 300	445, 800	454, 200
72	294, 100	303, 900	348, 400	383, 900	389, 000	412, 500	446, 800	454, 500
73	294, 600	304, 600	349, 700	385, 000	389, 300	412, 700	447, 600	454, 800
74	295, 200	305, 400	350, 900	385, 600	389, 800	413, 000	448, 500	455, 200
75	295, 800	306, 200	352, 100	386, 100	390, 300	413, 300	449, 500	455, 500
76	296, 300	306, 900	353, 400	386, 600	390, 800	413, 500	450, 500	455, 800
77	296, 800	307, 400	354, 700	387, 200	391, 200	413, 700	450, 900	456, 100
78	297, 400	308, 300	356, 200	387, 800	391, 600	414, 000		
79	298, 000	309, 200	357, 700	388, 400	392, 100	414, 300		
80	298, 600	310, 000	359, 100	389, 000	392, 600	414, 500		
81	299, 200	310, 800	360, 400	389, 300	393, 000	414, 700		
82	299, 900	311, 800	361, 600	389, 800	393, 500	415, 000		
83	300, 600	312, 700	362, 700	390, 300	394, 000	415, 300		
84	301, 200	313, 600	363, 900	390, 800	394, 500	415, 500		
85	301, 800	314, 500	365, 000	391, 200	394, 800	415, 700		
86	302, 500	315, 500	366, 100	391, 600	395, 200			
87	303, 200	316, 500	367, 200	392, 100	395, 700			
88	303, 900	317, 400	368, 300	392, 600	396, 000			
89	304, 600	318, 200	369, 500	393, 000	396, 300			
90	305, 400	318, 800	370, 000	393, 500	396, 800			
91	306, 200	319, 400	370, 600	394, 000	397, 300			
92	306, 900	320, 000	371, 200	394, 500	397, 800			
93	307, 400	320, 500	371, 800	394, 800	398, 100			
94	308, 300	321, 000	372, 300	395, 200	398, 600			
95	309, 200	321, 400	372, 700	395, 700	399, 100			
96	310, 000	321, 900	373, 200	396, 000	399, 600			
97	310, 800	322, 700	373, 600	396, 300	399, 900			
98	311, 800	323, 400	374, 000	396, 800	400, 400			
99	312, 700	324, 100	374, 500	397, 300	400, 900			
100	313, 600	324, 700	375, 000	397, 800	401, 400			
101	314, 500	325, 300	375, 400	398, 100	401, 800			

102	315, 500	326, 000	375, 900	398, 600	402, 300			
103	316, 500	326, 700	376, 500	399, 100	402, 700			
104	317, 400	327, 500	377, 000	399, 600	403, 200			
105	318, 200	328, 100	377, 200	399, 900	403, 600			
106	318, 800	328, 400	377, 700	400, 400	404, 100			
107	319, 400	328, 900	378, 200	400, 900	404, 500			
108	320, 000	329, 400	378, 600	401, 400	405, 000			
109	320, 500	329, 700	379, 100	401, 800	405, 400			
110	321, 000	330, 000	379, 600	402, 300	405, 900			
111	321, 400	330, 500	380, 100	402, 700	406, 300			
112	321, 900	331, 000	380, 600	403, 200	406, 800			
113	322, 700	331, 300	380, 900	403, 600	407, 200			
114	323, 400	331, 600	381, 400		407, 700			
115	324, 100	332, 100	381, 900		408, 100			
116	324, 700	332, 600	382, 400		408, 600			
117	325, 300	332, 900	382, 700		409, 000			
118	326, 000	333, 200	383, 200		409, 500			
119	326, 700	333, 700	383, 600		409, 900			
120	327, 500	334, 200	384, 000		410, 400			
121	328, 100	334, 500	384, 300		410, 800			
122	328, 400	334, 800	384, 800					
123	328, 900	335, 300	385, 300					
124	329, 400	335, 800	385, 800					
125	329, 700	336, 100	386, 100					
126		336, 400						
127		336, 900						
128		337, 400						
129		337, 700						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219, 500	247, 600	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	341, 700	362, 700

備考 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

第2条 厚木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第17条第2項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

円
380,000
427,000
477,000
539,000
615,000
718,000

」

を

「

円
392,000
440,000
492,000
555,000
634,000
740,000

」

に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第1項から第4項まで並びに第17条第1項及び第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和

6年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項及び第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用する。
- 4 改正後の給与条例第17条第2項（附則第6項の規定による改正後の厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第24号）附則第11条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、その基準日が令和6年12月1日である勤勉手当から適用する。
(給与の内払)
- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 6 厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。
附則第11条第5項中「の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごと」を削り、「同項の」を「同条第2項の」に、「同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」」を「同項中「、定年前再任用短時間勤務職員」」に、「次号」を「以下この項」に、「同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」」を「並びに定年前再任用短時間勤務職員」に、「定年前再任用短時間勤務職員及び」を「並びに定年前再任用短時間勤務職員及び」に改める。

参考資料

新旧対照表

新

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

※ 下線部分が変更部分

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額並びに定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3～5 略

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

※ 下線部分が変更部分

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第16条の3まで及び附則第16項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日(次条及び第16条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第18条第5項の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第16項第3号において同じ。)において職員が受けべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5及び6 略

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第16項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第16項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 略

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	213,600	261,300	287,300	309,800	335,000	351,400	373,400
2	184,600	215,200	262,300	288,900	311,500	336,900	353,800	376,000
3	185,800	216,800	263,300	290,400	313,200	338,700	356,200	378,300
4	186,900	218,400	264,300	291,900	314,700	340,500	358,200	380,500
5	188,000	220,000	265,300	293,400	316,100	342,200	360,700	382,400
6	189,700	221,700	266,300	294,900	317,400	343,900	362,800	384,700
7	191,300	223,000	267,300	296,300	318,700	345,500	364,900	386,800
8	192,900	224,300	268,300	297,600	320,000	347,200	366,800	388,800
9	194,500	225,600	269,300	298,800	321,300	348,800	368,200	390,800
10	196,200	226,700	270,300	300,300	323,100	350,500	370,200	393,100
11	197,800	227,800	271,300	301,800	324,900	352,100	372,100	395,300
12	199,400	228,900	272,300	303,200	326,600	353,700	374,000	397,500
13	201,000	230,000	273,300	304,600	328,300	355,200	375,900	399,700
14	202,700	231,500	274,300	305,700	330,000	356,900	378,300	402,000
15	204,400	233,000	275,300	306,700	331,700	358,500	380,600	404,200
16	206,100	234,500	276,400	307,900	333,400	360,100	382,900	406,500
17	207,400	236,000	277,400	309,100	335,000	361,700	385,000	408,300
18	209,000	237,500	278,700	310,700	336,700	363,500	387,100	410,200
19	210,600	239,000	280,000	312,300	338,400	365,000	387,500	412,100
20	212,100	240,500	281,200	313,900	340,000	366,600	389,600	413,900
21	213,600	242,000	282,500	315,400	341,500	368,000	391,600	415,700
22	215,200	243,400	283,800	317,000	343,100	369,600	393,500	417,500
23	216,800	244,800	285,000	318,600	344,700	371,200	395,500	419,300
24	218,400	246,200	286,200	320,200	346,200	372,700	397,300	421,100
25	220,000	247,400	287,300	321,700	347,600	374,600	399,100	422,700
26	221,700	248,600	288,500	323,400	349,300	376,500	400,700	424,200
27	223,000	249,800	289,800	325,000	350,900	378,400	402,200	425,700
28	224,300	251,000	291,100	326,600	352,500	380,200	403,700	427,200
29	225,600	252,100	292,400	328,000	353,700	381,700	404,900	428,700
30	226,700	253,200	293,400	329,700	355,200	383,500	406,300	430,000
31	227,800	254,300	294,400	331,400	356,700	385,200	407,800	431,300
32	228,900	255,400	295,500	333,000	358,200	386,800	409,300	432,500
33	230,000	256,400	296,600	334,200	359,900	388,500	410,700	433,700
34	231,500	257,400	297,800	336,100	361,700	389,900	411,700	435,000
35	233,000	258,400	298,900	337,800	363,400	391,300	412,700	436,300
36	234,500	259,400	300,100	339,400	365,100	392,700	413,700	437,500
37	236,000	265,300	301,300	340,900	366,500	394,100	414,700	438,700
38	237,500	266,300	302,600	342,500	367,800	395,300	415,700	439,500
39	239,000	267,300	303,900	344,100	369,000	396,500	416,700	440,300
40	240,500	268,300	305,200	345,700	370,400	397,500	417,700	441,100
41	242,000	269,300	306,500	347,400	371,500	398,600	418,500	441,700
42	243,400	270,300	307,800	349,200	372,400	399,800	419,400	442,300
43	244,800	271,300	309,100	351,000	373,400	400,900	420,300	442,900
44	246,200	272,300	310,400	352,800	374,500	402,000	421,200	443,500

※表中の改正部分に係る下線略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	162,100	187,300	240,900	271,600	295,400	323,100	343,500	365,500
2	163,200	189,600	242,400	273,200	297,500	325,300	345,900	368,100
3	164,400	191,800	243,800	274,700	299,500	327,500	348,400	370,500
4	165,500	194,000	245,200	276,300	301,400	329,500	350,600	372,900
5	166,600	196,200	246,400	277,800	303,200	331,500	353,100	374,800
6	167,700	197,900	248,000	279,500	305,000	333,500	355,400	377,300
7	168,800	199,400	249,500	281,300	306,600	335,400	357,700	379,600
8	169,900	200,900	250,900	283,100	308,200	337,300	360,100	382,100
9	170,900	202,400	252,000	284,800	309,800	339,200	361,900	384,500
10	172,300	203,800	253,400	286,700	312,000	341,200	364,200	387,100
11	173,600	205,200	254,900	288,500	314,200	343,200	366,500	389,700
12	174,900	206,600	256,200	290,300	316,200	345,200	368,800	392,300
13	176,100	208,000	257,500	292,100	318,200	347,000	370,800	394,600
14	177,600	209,700	258,700	293,700	320,200	349,000	373,200	396,900
15	179,100	211,400	259,900	295,100	322,100	350,900	375,500	399,100
16	180,700	212,900	261,100	296,500	324,000	352,800	377,800	401,400
17	181,800	214,400	262,300	298,000	325,900	354,500	379,900	403,200
18	183,200	216,200	263,600	300,000	327,900	356,500	382,000	405,100
19	184,600	217,900	264,900	302,000	329,800	358,300	382,400	407,000
20	186,000	219,600	266,200	303,800	331,700	360,200	384,500	408,800
21	187,300	221,100	267,600	305,500	333,400	362,100	386,500	410,600
22	189,600	222,600	269,100	307,400	335,400	364,000	388,400	412,400
23	191,800	224,100	270,700	309,300	337,400	365,900	390,400	414,200
24	194,000	225,600	272,200	311,100	339,300	367,800	392,200	416,000
25	196,200	226,800	273,800	312,800	340,700	369,700	394,000	417,600
26	197,900	228,200	275,500	314,800	342,600	371,600	395,600	419,100
27	199,400	229,600	277,100	316,800	344,500	373,500	397,100	420,600
28	200,900	231,000	278,700	318,700	346,400	375,400	398,600	422,100
29	202,400	232,400	280,300	320,400	348,000	376,900	399,800	423,600
30	203,800	234,000	281,800	322,400	349,900	378,700	401,200	424,900
31	205,200	235,500	283,300	324,400	351,700	380,500	402,700	426,200
32	206,600	236,900	284,800	326,400	353,500	382,100	404,200	427,400
33	208,000	240,900	285,900	327,600	355,300	383,800	405,600	428,600
34	209,700	242,400	287,500	329,600	357,100	385,200	406,600	429,900
35	211,400	243,800	289,000	331,500	358,800	386,600	407,600	431,200
36	212,900	245,200	290,500	333,500	360,500	388,000	408,600	432,400
37	214,400	246,400	291,900	335,400	361,900	389,400	409,600	433,600
38	216,200	248,000	293,500	337,300	363,200	390,600	410,600	434,400
39	217,900	249,500	295,100	339,200	364,500	391,800	411,600	435,200
40	219,600	250,900	296,700	341,100	365,900	392,800	412,600	436,000
41	221,100	252,000	298,200	342,900	367,000	393,900	413,400	436,600
42	222,600	253,400	299,800	344,800	367,900	395,100	414,400	437,300
43	224,100	254,900	301,300	346,600	368,900	396,200	415,400	438,000
44	225,600	256,200	302,800	348,400	370,000	397,300	416,400	438,700

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	247, 400	273, 300	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	421, 900	444, 200
46	248, 600	274, 300	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	422, 800	445, 000
47	249, 800	275, 300	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	423, 800	445, 400
48	251, 000	276, 400	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	424, 700	446, 100
49	252, 100	277, 400	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	425, 700	446, 600
50	253, 200	278, 700	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	426, 500	447, 000
51	254, 300	280, 000	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	427, 500	447, 400
52	255, 400	281, 200	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	428, 500	447, 800
53	256, 400	282, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	429, 400	448, 200
54	257, 400	283, 800	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	430, 400	448, 600
55	258, 400	285, 000	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	431, 300	449, 000
56	259, 400	286, 200	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	431, 900	449, 300
57	260, 400	287, 300	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	432, 700	449, 600
58	261, 300	288, 500	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	433, 700	450, 000
59	262, 200	289, 800	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	434, 700	450, 300
60	263, 100	291, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	435, 600	450, 600
61	263, 900	292, 400	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	436, 400	450, 900
62	264, 700	293, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	437, 400	451, 300
63	265, 500	294, 400	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	438, 400	451, 600
64	266, 300	295, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	439, 400	451, 900
65	267, 000	296, 600	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	440, 200	452, 200
66	267, 800	297, 800	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	441, 200	452, 600
67	268, 600	298, 900	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	442, 200	452, 900
68	269, 300	300, 100	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	443, 200	453, 200
69	270, 000	301, 300	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	443, 900	453, 500
70	270, 800	302, 600	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	444, 900	453, 900
71	271, 600	303, 900	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	445, 800	454, 200
72	272, 300	305, 200	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	446, 800	454, 500
73	273, 000	306, 500	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	447, 600	454, 800
74	273, 800	307, 800	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	448, 500	455, 200
75	274, 600	309, 100	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	449, 500	455, 500
76	275, 300	310, 400	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	450, 500	455, 800
77	276, 000	311, 700	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	450, 900	456, 100
78	276, 700	313, 000	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	277, 400	314, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	278, 100	315, 400	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	278, 800	316, 300	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	279, 500	317, 600	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	280, 200	318, 900	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	280, 900	320, 200	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	281, 500	321, 400	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	282, 200	322, 700	344, 500	383, 300	396, 500			
87	282, 800	323, 900	344, 900	383, 700	396, 800			
88	283, 500	325, 100	345, 300	384, 100	397, 000			
89	284, 100	326, 400	345, 600	384, 500	397, 200			
90	284, 800	327, 500	346, 000	385, 000	397, 500			
91	285, 400	328, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	286, 100	329, 700	346, 800	385, 800	398, 000			

旧

※表中の改正部分に係る下線略

45	226, 800	257, 500	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	417, 200	439, 500
46	228, 200	258, 700	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	418, 100	440, 300
47	229, 600	259, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	419, 100	440, 700
48	231, 000	261, 100	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	420, 000	441, 400
49	232, 400	262, 300	310, 000	355, 700	374, 200	400, 700	421, 000	441, 900
50	234, 000	263, 600	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	421, 800	442, 300
51	235, 500	264, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401, 800	422, 800	442, 700
52	236, 900	266, 200	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	423, 800	443, 100
53	238, 100	267, 600	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	424, 700	443, 500
54	239, 700	269, 100	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	425, 700	443, 900
55	241, 200	270, 700	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	426, 600	444, 300
56	242, 600	272, 200	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	427, 200	444, 600
57	243, 600	273, 800	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	428, 000	444, 900
58	245, 100	275, 500	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	429, 000	445, 300
59	246, 400	277, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	430, 000	445, 600
60	247, 600	278, 700	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	430, 900	445, 900
61	248, 700	280, 300	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	431, 700	446, 200
62	249, 700	281, 800	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	432, 700	446, 600
63	250, 600	283, 300	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	433, 700	446, 900
64	251, 500	284, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	434, 700	447, 200
65	252, 400	285, 900	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200	435, 500	447, 500
66	253, 300	287, 500	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500	436, 500	447, 900
67	254, 100	289, 000	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	437, 500	448, 200
68	254, 900	290, 500	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100	438, 500	448, 500
69	255, 600	291, 900	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300	439, 200	448, 800
70	256, 700	293, 500	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600	440, 200	449, 200
71	257, 900	295, 100	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900	441, 100	449, 500
72	259, 000	296, 700	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100	442, 100	449, 800
73	260, 200	298, 200	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300	442, 900	450, 100
74	261, 400	299, 800	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600	443, 800	450, 500
75	262, 500	301, 300	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900	444, 800	450, 800
76	263, 600	302, 800	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100	445, 800	451, 100
77	264, 700	304, 400	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300	446, 600	451, 400
78	265, 800	306, 000	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600		
79	266, 900	307, 600	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900		
80	267, 900	309, 100	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100		
81	268, 900	310, 000	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300		
82	269, 900	311, 500	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600		
83	270, 900	313, 000	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900		
84	271, 800	314, 600	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100		
85	272, 700	316, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300		
86	273, 600	317, 800	340, 500	379, 200	392, 300			
87	274, 500	319, 300	341, 000	379, 600	392, 600			
88	275, 400	320, 800	341, 400	380, 000	392, 800			
89	276, 300	322, 200	341, 700	380, 400	393, 000			
90	277, 200	323, 400	342, 100	380, 900	393, 300			
91	278, 100	324, 500	342, 600	381, 300	393, 600			
92	279, 000	325, 600	343, 000	381, 700	393, 800			

新

※表中の改正部分に係る下線略

93	286,700	330,400	347,000	386,100	398,200			
94	287,400	331,300	347,400					
95	288,000	332,000	347,800					
96	288,500	332,800	348,200					
97	289,000	333,600	348,400					
98		334,000	348,800					
99		334,600	349,200					
100		335,300	349,500					
101		336,100	349,800					
102		336,800	350,200					
103		337,500	350,600					
104		338,100	351,000					
105		338,600	351,500					
106		339,200	351,900					
107		339,700	352,300					
108		340,300	352,700					
109		340,600	353,200					
110		341,100	353,600					
111		341,500	353,900					
112		341,900	354,200					
113		342,300	354,700					
114		342,800						
115		343,300						
116		343,800						
117		344,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219,500	247,600	260,000	279,700	294,900	320,600	341,700	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

旧

※表中の改正部分に係る下線略

93	280,000	326,300	343,200	382,000	394,000			
94	281,000	327,200	343,600					
95	281,900	328,000	344,100					
96	282,800	328,800	344,500					
97	283,300	329,600	344,700					
98		330,000	345,100					
99		330,600	345,500					
100		331,300	345,800					
101		332,100	346,100					
102		332,800	346,500					
103		333,500	346,900					
104		334,100	347,300					
105		334,600	347,800					
106		335,200	348,200					
107		335,700	348,600					
108		336,300	349,000					
109		336,600	349,500					
110		337,100	349,900					
111		337,500	350,200					
112		337,900	350,500					
113		338,300	351,000					
114		338,800						
115		339,300						
116		339,800						
117		340,100						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	216,200	244,000	256,200	275,600	290,700	316,200	337,100	358,000

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

2 1級の33号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年厚木市規則第18号）別表第10に定める行政職給料表（1）初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
1	188,000	188,000	220,000	261,300	287,300
2	189,700	189,700	221,700	262,300	288,900
3	191,300	191,300	223,000	263,300	290,400
4	192,900	192,900	224,300	264,300	291,900
5	194,500	194,500	225,600	265,300	293,400
6	196,200	196,200	226,700	266,300	294,900
7	197,800	197,800	227,800	267,300	296,300
8	199,400	199,400	228,900	268,300	297,600
9	201,000	201,000	230,000	269,300	298,800
10	202,700	202,700	231,100	270,300	300,300
11	204,400	204,400	232,200	271,300	301,800
12	206,100	206,100	233,300	272,300	303,200
13	207,400	207,400	234,400	273,300	304,600
14	209,000	209,000	235,400	274,300	305,700
15	210,600	210,600	236,400	275,300	306,700
16	212,100	212,100	237,300	276,400	307,900
17	213,600	213,600	242,000	277,400	309,100
18	215,200	215,200	243,400	278,700	310,700
19	216,800	216,800	244,800	280,000	312,300
20	218,400	218,400	246,200	281,200	313,900
21	220,000	220,000	247,400	282,500	315,400
22	221,700	221,700	248,600	283,800	317,000
23	223,000	223,000	249,800	285,000	318,600
24	224,300	224,300	251,000	286,200	320,200
25	225,600	225,600	252,100	287,300	321,700
26	226,700	226,700	253,200	288,500	323,400
27	227,800	227,800	254,300	289,800	325,000
28	228,900	228,900	255,400	291,100	326,600
29	230,000	230,000	256,400	292,400	328,000
30	231,100	231,100	257,400	293,400	329,700
31	232,200	232,200	258,400	294,400	331,400
32	233,300	233,300	259,400	295,500	333,000
33	234,400	234,400	265,300	296,600	334,200
34	235,400	235,400	266,300	297,800	336,100
35	236,400	236,400	267,300	298,900	337,800
36	237,300	237,300	268,300	300,100	339,400
37	238,200	242,000	269,300	301,300	340,900
38	239,100	243,400	270,300	302,600	342,500
39	239,900	244,800	271,300	303,900	344,100
40	240,700	246,200	272,300	305,200	345,700
41	241,400	247,400	273,300	306,500	347,400
42	242,000	248,600	274,300	307,800	349,200
43	242,600	249,800	275,300	309,100	351,000
44	243,200	251,000	276,400	310,400	352,800

※表中の改正部分に係る下線略

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	166,600	166,600	196,200	240,900	271,600
2	167,700	167,700	197,900	242,400	273,200
3	168,800	168,800	199,400	243,800	274,700
4	169,900	169,900	200,900	245,200	276,300
5	170,900	170,900	202,400	246,400	277,800
6	172,300	172,300	203,800	248,000	279,500
7	173,600	173,600	205,200	249,500	281,300
8	174,900	174,900	206,600	250,900	283,100
9	176,100	176,100	208,000	252,000	284,800
10	177,600	177,600	209,300	253,400	286,700
11	179,100	179,100	210,600	254,900	288,500
12	180,700	180,700	211,900	256,200	290,300
13	181,800	181,800	213,200	257,500	292,100
14	183,200	183,200	214,400	258,700	293,700
15	184,600	184,600	215,600	259,900	295,100
16	186,000	186,000	216,700	261,100	296,500
17	187,300	187,300	221,100	262,300	298,000
18	189,600	189,600	222,600	263,600	300,000
19	191,800	191,800	224,100	264,900	302,000
20	194,000	194,000	225,600	266,200	303,800
21	196,200	196,200	226,800	267,600	305,500
22	197,900	197,900	228,200	269,100	307,400
23	199,400	199,400	229,600	270,700	309,300
24	200,900	200,900	231,000	272,200	311,100
25	202,400	202,400	232,400	273,800	312,800
26	203,800	203,800	234,000	275,500	314,800
27	205,200	205,200	235,500	277,100	316,800
28	206,600	206,600	236,900	278,700	318,700
29	208,000	208,000	240,900	280,300	320,400
30	209,300	209,300	242,400	281,800	322,400
31	210,600	210,600	243,800	283,300	324,400
32	211,900	211,900	245,200	284,800	326,400
33	213,200	213,200	246,400	285,900	327,600
34	214,400	214,400	248,000	287,500	329,600
35	215,600	215,600	249,500	289,000	331,500
36	216,700	216,700	250,900	290,500	333,500
37	217,800	221,100	252,000	291,900	335,400
38	218,900	222,600	253,400	293,500	337,300
39	219,900	224,100	254,900	295,100	339,200
40	220,900	225,600	256,200	296,700	341,100
41	221,800	226,800	257,500	298,200	342,900
42	222,700	228,200	258,700	299,800	344,800
43	223,600	229,600	259,900	301,300	346,600
44	224,500	231,000	261,100	302,800	348,400

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	243, 800	252, 100	277, 400	311, 700	354, 300
46	244, 400	253, 200	278, 700	313, 000	355, 700
47	245, 000	254, 300	280, 000	314, 300	357, 100
48	245, 500	255, 400	281, 200	315, 400	358, 500
49	246, 000	256, 400	282, 500	316, 300	360, 000
50	246, 400	257, 400	283, 800	317, 600	360, 800
51	246, 700	258, 400	285, 000	318, 900	361, 800
52	247, 000	259, 400	286, 200	320, 200	362, 800
53	247, 300	260, 400	287, 300	321, 400	363, 700
54	247, 600	261, 300	288, 500	322, 700	364, 800
55	247, 900	262, 200	289, 800	323, 900	365, 700
56	248, 200	263, 100	291, 100	325, 100	366, 700
57	248, 500	263, 900	292, 400	326, 400	367, 600
58	248, 800	264, 700	293, 400	327, 500	368, 300
59	249, 100	265, 500	294, 400	328, 600	369, 000
60	249, 400	266, 300	295, 500	329, 700	369, 600
61	249, 700	267, 000	296, 600	330, 400	370, 000
62	250, 000	267, 800	297, 800	331, 300	370, 600
63	250, 300	268, 600	298, 900	332, 000	371, 300
64	250, 600	269, 300	300, 100	332, 800	372, 000
65	250, 900	270, 000	301, 300	333, 600	372, 300
66	251, 200	270, 800	302, 600	334, 000	373, 000
67	251, 500	271, 600	303, 900	334, 600	373, 700
68	251, 800	272, 300	305, 200	335, 300	374, 300
69	252, 100	273, 000	306, 500	336, 100	374, 600
70	252, 400	273, 800	307, 800	336, 800	375, 100
71	252, 700	274, 600	309, 100	337, 500	375, 700
72	253, 000	275, 300	310, 400	338, 100	376, 300
73	253, 300	276, 000	311, 700	338, 600	376, 600
74	253, 600	276, 700	313, 000	339, 200	377, 200
75	253, 900	277, 400	314, 300	339, 700	377, 900
76	254, 200	278, 100	315, 400	340, 300	378, 500
77	254, 500	278, 800	316, 300	340, 600	378, 900
78		279, 500	317, 600	341, 100	379, 400
79		280, 200	318, 900	341, 500	380, 000
80		280, 900	320, 200	341, 900	380, 500
81		281, 500	321, 400	342, 300	381, 000
82		282, 200	322, 700	342, 800	381, 600
83		282, 800	323, 900	343, 300	382, 100
84		283, 500	325, 100	343, 800	382, 400
85		284, 100	326, 400	344, 100	382, 800
86		284, 800	327, 500	344, 500	383, 300
87		285, 400	328, 600	344, 900	383, 700
88		286, 100	329, 700	345, 300	384, 100
89		286, 700	330, 400	345, 600	384, 500
90		287, 400	331, 300	346, 000	385, 000
91		288, 000	332, 000	346, 400	385, 400
92		288, 500	332, 800	346, 800	385, 800

※表中の改正部分に係る下線略

45	225, 400	232, 400	262, 300	304, 400	349, 900
46	226, 300	234, 000	263, 600	306, 000	351, 300
47	227, 200	235, 500	264, 900	307, 600	352, 700
48	228, 100	236, 900	266, 200	309, 100	354, 200
49	228, 900	238, 100	267, 600	310, 000	355, 700
50	229, 800	239, 700	269, 100	311, 500	356, 500
51	230, 700	241, 200	270, 700	313, 000	357, 500
52	231, 500	242, 600	272, 200	314, 600	358, 500
53	231, 800	243, 600	273, 800	316, 200	359, 400
54	232, 600	245, 100	275, 500	317, 800	360, 500
55	233, 300	246, 400	277, 100	319, 300	361, 400
56	233, 900	247, 600	278, 700	320, 800	362, 400
57	234, 500	248, 700	280, 300	322, 200	363, 300
58	235, 200	249, 700	281, 800	323, 400	364, 000
59	235, 800	250, 600	283, 300	324, 500	364, 700
60	236, 300	251, 500	284, 800	325, 600	365, 300
61	236, 800	252, 400	285, 900	326, 300	365, 700
62	237, 300	253, 300	287, 500	327, 200	366, 300
63	237, 800	254, 100	289, 000	328, 000	367, 000
64	238, 400	254, 900	290, 500	328, 800	367, 700
65	238, 900	255, 600	291, 900	329, 600	368, 000
66	239, 400	256, 700	293, 500	330, 000	368, 700
67	239, 900	257, 900	295, 100	330, 600	369, 400
68	240, 400	259, 000	296, 700	331, 300	370, 000
69	240, 900	260, 200	298, 200	332, 100	370, 300
70	241, 400	261, 400	299, 800	332, 800	370, 900
71	241, 800	262, 500	301, 300	333, 500	371, 600
72	242, 300	263, 600	302, 800	334, 100	372, 200
73	242, 800	264, 700	304, 400	334, 600	372, 500
74	243, 300	265, 800	306, 000	335, 200	373, 100
75	243, 800	266, 900	307, 600	335, 700	373, 800
76	244, 300	267, 900	309, 100	336, 300	374, 400
77	244, 700	268, 900	310, 000	336, 600	374, 800
78		269, 900	311, 500	337, 100	375, 300
79		270, 900	313, 000	337, 500	375, 900
80		271, 800	314, 600	337, 900	376, 400
81		272, 700	316, 200	338, 300	376, 900
82		273, 600	317, 800	338, 800	377, 500
83		274, 500	319, 300	339, 300	378, 000
84		275, 400	320, 800	339, 800	378, 300
85		276, 300	322, 200	340, 100	378, 700
86		277, 200	323, 400	340, 500	379, 200
87		278, 100	324, 500	341, 000	379, 600
88		279, 000	325, 600	341, 400	380, 000
89		280, 000	326, 300	341, 700	380, 400
90		281, 000	327, 200	342, 100	380, 900
91		281, 900	328, 000	342, 600	381, 300
92		282, 800	328, 800	343, 000	381, 700

新

※表中の改正部分に係る下線略

93		289,000	333,600	347,000	386,100	
94		289,600	334,000	347,400		
95		290,100	334,600	347,800		
96		290,700	335,300	348,200		
97		291,200	336,100	348,400		
98		291,700	336,800	348,800		
99		292,300	337,500	349,200		
100		292,900	338,100	349,500		
101		293,400	338,600	349,800		
102		293,900	339,200	350,200		
103		294,300	339,700	350,600		
104		294,600	340,300	351,000		
105		294,800	340,600	351,500		
106		295,100	341,100	351,900		
107		295,300	341,500	352,300		
108		295,600	341,900	352,700		
109		295,800	342,300	353,200		
110		296,000	342,800	353,600		
111		296,300	343,300	353,900		
112		296,500	343,800	354,200		
113		296,800	344,100	354,700		
114		297,100				
115		297,400				
116		297,700				
117		298,000				
118		298,300				
119		298,600				
120		299,000				
121		299,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	192,000	219,500	247,600	260,000	279,700	

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

旧

※表中の改正部分に係る下線略

93		283,300	329,600	343,200	382,000	
94		284,000	330,000	343,600		
95		284,700	330,600	344,100		
96		285,600	331,300	344,500		
97		286,600	332,100	344,700		
98		287,400	332,800	345,100		
99		288,200	333,500	345,500		
100		289,000	334,100	345,800		
101		289,700	334,600	346,100		
102		290,200	335,200	346,500		
103		290,600	335,700	346,900		
104		291,000	336,300	347,300		
105		291,200	336,600	347,800		
106		291,500	337,100	348,200		
107		291,700	337,500	348,600		
108		292,000	337,900	349,000		
109		292,200	338,300	349,500		
110		292,400	338,800	349,900		
111		292,700	339,300	350,200		
112		292,900	339,800	350,500		
113		293,200	340,100	351,000		
114		293,500				
115		293,800				
116		294,100				
117		294,400				
118		294,800				
119		295,100				
120		295,500				
121		295,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	188,700	216,200	244,000	256,200	275,600	

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

新

※表中の改正部分に係る下線略

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	211,600	245,800	279,500	301,700	307,400	335,000	351,400	373,400
2	214,000	247,300	280,800	302,400	308,200	336,900	353,800	376,000
3	216,400	248,800	282,100	303,100	309,200	338,700	356,200	378,300
4	218,800	250,300	283,300	303,700	310,100	340,500	358,200	380,500
5	221,200	251,800	284,500	304,400	311,000	342,200	360,700	382,400
6	223,600	253,400	285,100	305,200	312,300	343,900	362,800	384,700
7	226,000	254,900	285,700	305,900	313,600	345,500	364,900	386,800
8	228,200	256,400	286,300	306,700	314,900	347,200	366,800	388,800
9	230,400	257,900	286,800	307,400	316,200	348,800	368,200	390,800
10	232,500	259,100	287,400	308,200	317,700	350,500	370,200	393,100
11	234,600	260,300	288,000	309,200	319,000	352,100	372,100	395,300
12	236,600	261,500	288,500	310,100	320,100	353,700	374,000	397,500
13	238,600	262,700	289,000	311,000	321,100	355,200	375,900	399,700
14	240,600	264,000	289,600	312,300	322,300	356,900	378,300	402,000
15	242,600	265,300	290,100	313,600	323,500	358,500	380,600	404,200
16	244,200	266,600	290,600	314,900	324,600	360,100	382,900	406,500
17	245,800	267,900	291,100	316,200	325,700	361,700	385,000	408,300
18	247,300	269,400	291,700	317,700	326,900	363,500	387,100	410,200
19	248,800	270,700	292,200	319,000	328,100	365,000	387,500	412,100
20	250,300	272,100	292,700	320,100	329,200	366,600	389,600	413,900
21	251,800	273,100	293,200	321,100	330,300	368,000	391,600	415,700
22	253,400	274,400	293,800	322,300	331,500	369,600	393,500	417,500
23	254,900	275,700	294,400	323,500	332,700	371,200	395,500	419,300
24	256,400	276,900	295,000	324,600	333,900	372,700	397,300	421,100
25	257,900	278,100	295,700	325,700	335,100	374,600	399,100	422,700
26	259,100	278,700	296,400	326,900	336,300	376,500	400,700	424,200
27	260,300	279,300	297,100	328,100	337,500	378,400	402,200	425,700
28	261,500	279,900	297,800	329,200	338,700	380,200	403,700	427,200
29	262,700	280,300	298,400	330,300	339,900	381,700	404,900	428,700
30	264,000	280,900	299,300	331,500	341,200	383,500	406,300	430,000
31	265,300	281,400	300,100	332,700	342,400	385,200	407,800	431,300
32	266,600	281,900	300,900	333,900	343,600	386,800	409,300	432,500
33	267,900	282,400	301,700	335,100	344,800	388,500	410,700	433,700
34	269,400	283,000	302,800	336,300	346,200	389,900	411,700	435,000
35	270,700	283,500	303,900	337,500	347,500	391,300	412,700	436,300
36	272,100	284,000	304,900	338,700	348,800	392,700	413,700	437,500
37	273,100	284,500	305,900	339,900	349,700	394,100	414,700	438,700
38	274,400	285,100	307,000	341,200	351,000	395,300	415,700	439,500
39	275,700	285,600	308,000	342,400	352,200	396,500	416,700	440,300
40	276,900	286,100	309,100	343,600	353,400	397,500	417,700	441,100
41	278,100	286,600	310,100	344,800	354,600	398,600	418,500	441,700
42	278,700	287,100	311,200	346,200	356,000	399,800	419,400	442,300
43	279,300	287,600	312,300	347,500	357,400	400,900	420,300	442,900
44	279,900	288,100	313,400	348,800	358,800	402,000	421,200	443,500

※表中の改正部分に係る下線略

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	188,100	217,100	255,300	280,400	289,400	323,100	343,500	365,500
2	189,900	218,900	256,800	281,700	290,400	325,300	345,900	368,100
3	191,800	220,800	258,300	282,700	291,600	327,500	348,400	370,500
4	193,500	222,700	259,700	283,700	292,700	329,500	350,600	372,900
5	194,900	224,600	261,100	284,400	293,600	331,500	353,100	374,800
6	196,800	226,400	261,900	285,800	295,100	333,500	355,400	377,300
7	198,600	228,000	262,700	287,100	296,700	335,400	357,700	379,600
8	200,500	229,500	263,600	288,400	298,200	337,300	360,100	382,100
9	202,100	231,400	264,500	289,400	299,800	339,200	361,900	384,500
10	203,800	232,800	265,600	290,400	301,500	341,200	364,200	387,100
11	205,500	234,100	266,700	291,600	303,200	343,200	366,500	389,700
12	207,200	235,500	267,600	292,700	304,900	345,200	368,800	392,300
13	208,900	237,200	268,400	293,600	306,200	347,000	370,800	394,600
14	210,900	238,900	269,400	295,100	307,800	349,000	373,200	396,900
15	213,000	240,500	270,500	296,700	309,500	350,900	375,500	399,100
16	215,000	242,000	271,400	298,200	311,100	352,800	377,800	401,400
17	217,100	243,500	271,900	299,800	312,700	354,500	379,900	403,200
18	218,900	245,200	273,100	301,500	314,100	356,500	382,000	405,100
19	220,800	246,800	274,100	303,200	315,600	358,300	382,400	407,000
20	222,700	248,400	275,100	304,900	317,100	360,200	384,500	408,800
21	224,600	249,400	275,700	306,200	318,400	362,100	386,500	410,600
22	226,400	250,900	276,600	307,800	319,900	364,000	388,400	412,400
23	228,000	252,400	277,400	309,500	321,400	365,900	390,400	414,200
24	229,500	253,800	278,200	311,100	322,900	367,800	392,200	416,000
25	231,400	255,000	279,000	312,700	324,400	369,700	394,000	417,600
26	232,800	255,900	280,000	314,100	326,100	371,600	395,600	419,100
27	234,100	256,800	280,900	315,600	327,800	373,500	397,100	420,600
28	235,500	257,600	281,700	317,100	329,400	375,400	398,600	422,100
29	237,200	258,400	282,500	318,400	330,800	376,900	399,800	423,600
30	238,900	259,400	283,700	319,900	332,200	378,700	401,200	424,900
31	240,500	260,300	284,900	321,400	333,600	380,500	402,700	426,200
32	242,000	260,900	286,200	322,900	335,200	382,100	404,200	427,400
33	243,500	261,500	287,600	324,400	336,700	383,800	405,600	428,600
34	245,200	262,400	289,200	326,100	338,300	385,200	406,600	429,900
35	246,800	263,300	290,500	327,800	339,900	386,600	407,600	431,200
36	248,400	264,200	291,800	329,400	341,500	388,000	408,600	432,400
37	249,400	264,700	293,200	330,800	342,400	389,400	409,600	433,600
38	250,900	265,900	294,700	332,200	344,100	390,600	410,600	434,400
39	252,400	266,700	296,100	333,600	345,700	391,800	411,600	435,200
40	253,800	267,800	297,500	335,200	347,300	392,800	412,600	436,000
41	255,000	268,500	298,700	336,700	348,900	393,900	413,400	436,600
42	255,900	269,300	300,300	338,300	350,600	395,100	414,400	437,300
43	256,800	270,000	301,900	339,900	352,200	396,200	415,400	438,000
44	257,600	270,700	303,200	341,500	353,900	397,300	416,400	438,700

新

※表中の改正部分に係る下線略

45	280, 300	288, 600	314, 400	349, 700	360, 100	402, 700	421, 900	444, 200
46	280, 900	289, 100	315, 500	351, 000	361, 600	403, 400	422, 800	445, 000
47	281, 400	289, 600	316, 600	352, 200	363, 100	404, 100	423, 800	445, 400
48	281, 900	290, 100	317, 700	353, 400	364, 500	404, 800	424, 700	446, 100
49	282, 400	290, 600	318, 700	354, 600	365, 700	405, 400	425, 700	446, 600
50	283, 000	291, 100	319, 800	356, 000	367, 100	406, 000	426, 500	447, 000
51	283, 500	291, 600	320, 900	357, 400	368, 400	406, 500	427, 500	447, 400
52	284, 000	292, 100	322, 000	358, 800	369, 800	406, 900	428, 500	447, 800
53	284, 500	292, 600	323, 000	360, 100	370, 900	407, 300	429, 400	448, 200
54	285, 100	293, 100	324, 200	361, 600	372, 100	407, 500	430, 400	448, 600
55	285, 600	293, 600	325, 400	363, 100	373, 300	407, 800	431, 300	449, 000
56	286, 100	294, 100	326, 600	364, 500	374, 500	408, 100	431, 900	449, 300
57	286, 600	294, 600	327, 300	365, 700	375, 800	408, 400	432, 700	449, 600
58	287, 100	295, 200	328, 600	367, 100	377, 000	408, 700	433, 700	450, 000
59	287, 600	295, 800	329, 900	368, 400	378, 200	409, 000	434, 700	450, 300
60	288, 100	296, 300	331, 200	369, 800	379, 300	409, 300	435, 600	450, 600
61	288, 600	296, 800	332, 500	370, 900	380, 400	409, 500	436, 400	450, 900
62	289, 100	297, 400	333, 900	372, 100	381, 600	409, 800	437, 400	451, 300
63	289, 600	298, 000	335, 300	373, 300	382, 700	410, 100	438, 400	451, 600
64	290, 100	298, 600	336, 700	374, 500	383, 900	410, 400	439, 400	451, 900
65	290, 600	299, 200	338, 000	375, 800	385, 000	410, 600	440, 200	452, 200
66	291, 100	299, 900	339, 600	377, 000	385, 600	410, 900	441, 200	452, 600
67	291, 600	300, 600	341, 100	378, 200	386, 100	411, 200	442, 200	452, 900
68	292, 100	301, 200	342, 600	379, 300	386, 600	411, 500	443, 200	453, 200
69	292, 600	301, 800	344, 000	380, 400	387, 200	411, 700	443, 900	453, 500
70	293, 100	302, 500	345, 500	381, 600	387, 800	412, 000	444, 900	453, 900
71	293, 600	303, 200	347, 000	382, 700	388, 400	412, 300	445, 800	454, 200
72	294, 100	303, 900	348, 400	383, 900	389, 000	412, 500	446, 800	454, 500
73	294, 600	304, 600	349, 700	385, 000	389, 300	412, 700	447, 600	454, 800
74	295, 200	305, 400	350, 900	385, 600	389, 800	413, 000	448, 500	455, 200
75	295, 800	306, 200	352, 100	386, 100	390, 300	413, 300	449, 500	455, 500
76	296, 300	306, 900	353, 400	386, 600	390, 800	413, 500	450, 500	455, 800
77	296, 800	307, 400	354, 700	387, 200	391, 200	413, 700	450, 900	456, 100
78	297, 400	308, 300	356, 200	387, 800	391, 600	414, 000		
79	298, 000	309, 200	357, 700	388, 400	392, 100	414, 300		
80	298, 600	310, 000	359, 100	389, 000	392, 600	414, 500		
81	299, 200	310, 800	360, 400	389, 300	393, 000	414, 700		
82	299, 900	311, 800	361, 600	389, 800	393, 500	415, 000		
83	300, 600	312, 700	362, 700	390, 300	394, 000	415, 300		
84	301, 200	313, 600	363, 900	390, 800	394, 500	415, 500		
85	301, 800	314, 500	365, 000	391, 200	394, 800	415, 700		
86	302, 500	315, 500	366, 100	391, 600	395, 200			
87	303, 200	316, 500	367, 200	392, 100	395, 700			
88	303, 900	317, 400	368, 300	392, 600	396, 000			
89	304, 600	318, 200	369, 500	393, 000	396, 300			
90	305, 400	318, 800	370, 000	393, 500	396, 800			
91	306, 200	319, 400	370, 600	394, 000	397, 300			
92	306, 900	320, 000	371, 200	394, 500	397, 800			

旧

※表中の改正部分に係る下線略

45	258, 400	271, 300	304, 500	342, 400	355, 400	398, 000	417, 200	439, 500
46	259, 400	271, 900	306, 000	344, 100	357, 000	398, 700	418, 100	440, 300
47	260, 300	272, 500	307, 400	345, 700	358, 500	399, 400	419, 100	440, 700
48	260, 900	273, 100	308, 700	347, 300	360, 000	400, 100	420, 000	441, 400
49	261, 500	273, 800	310, 000	348, 900	361, 200	400, 700	421, 000	441, 900
50	262, 400	274, 800	311, 600	350, 600	362, 600	401, 300	421, 800	442, 300
51	263, 300	275, 800	313, 000	352, 200	363, 900	401, 800	422, 800	442, 700
52	264, 200	276, 600	314, 400	353, 900	365, 300	402, 200	423, 800	443, 100
53	264, 700	277, 500	315, 700	355, 400	366, 400	402, 600	424, 700	443, 500
54	265, 900	278, 700	317, 100	357, 000	367, 600	402, 900	425, 700	443, 900
55	266, 700	279, 800	318, 400	358, 500	368, 800	403, 200	426, 600	444, 300
56	267, 800	281, 000	319, 800	360, 000	370, 000	403, 500	427, 200	444, 600
57	268, 500	282, 000	320, 500	361, 200	371, 300	403, 800	428, 000	444, 900
58	269, 300	283, 000	322, 000	362, 600	372, 500	404, 100	429, 000	445, 300
59	270, 000	284, 000	323, 500	363, 900	373, 700	404, 400	430, 000	445, 600
60	270, 700	285, 000	325, 200	365, 300	374, 800	404, 700	430, 900	445, 900
61	271, 300	286, 000	327, 000	366, 400	375, 900	405, 000	431, 700	446, 200
62	271, 900	287, 100	328, 700	367, 600	377, 100	405, 300	432, 700	446, 600
63	272, 500	288, 100	330, 300	368, 800	378, 200	405, 600	433, 700	446, 900
64	273, 100	288, 700	331, 900	370, 000	379, 400	405, 900	434, 700	447, 200
65	273, 800	289, 600	333, 500	371, 300	380, 500	406, 200	435, 500	447, 500
66	274, 800	290, 600	335, 100	372, 500	381, 100	406, 500	436, 500	447, 900
67	275, 800	291, 500	336, 700	373, 700	381, 600	406, 800	437, 500	448, 200
68	276, 600	292, 300	338, 300	374, 800	382, 100	407, 100	438, 500	448, 500
69	277, 500	293, 400	339, 700	375, 900	382, 700	407, 300	439, 200	448, 800
70	278, 700	294, 500	341, 200	377, 100	383, 300	407, 600	440, 200	449, 200
71	279, 800	295, 400	342, 700	378, 200	383, 900	407, 900	441, 100	449, 500
72	281, 000	296, 400	344, 100	379, 400	384, 500	408, 100	442, 100	449, 800
73	282, 000	297, 400	345, 400	380, 500	384, 800	408, 300	442, 900	450, 100
74	283, 000	298, 500	346, 600	381, 100	385, 300	408, 600	443, 800	450, 500
75	284, 000	299, 600	347, 800	381, 600	385, 900	408, 900	444, 800	450, 800
76	285, 000	300, 700	349, 100	382, 100	386, 400	409, 100	445, 800	451, 100
77	286, 000	301, 200	350, 400	382, 700	386, 800	409, 300	446, 600	451, 400
78	287, 100	302, 300	351, 900	383, 300	387, 200	409, 600		
79	288, 100	303, 400	353, 400	383, 900	387, 800	409, 900		
80	288, 700	304, 700	354, 800	384, 500	388, 300	410, 100		
81	289, 600	305, 800	356, 100	384, 800	388, 700	410, 300		
82	290, 600	307, 000	357, 300	385, 300	389, 200	410, 600		
83	291, 500	308, 200	358, 400	385, 900	389, 800	410, 900		
84	292, 300	309, 400	359, 600	386, 400	390, 300	411, 100		
85	293, 400	310, 500	360, 700	386, 800	390, 600	411, 300		
86	294, 500	311, 500	361, 800	387, 200	391, 000			
87	295, 400	312, 500	362, 900	387, 800	391, 500			
88	296, 400	313, 500	364, 000	388, 300	391, 800			
89	297, 400	314, 300	365, 200	388, 700	392, 100			
90	298, 500	314, 900	365, 700	389, 200	392, 600			
91	299, 600	315, 500	366, 300	389, 800	393, 100			
92	300, 700	316, 100	366, 900	390, 300	393, 600			

新

※表中の改正部分に係る下線略

93	307, 400	320, 500	371, 800	394, 800	398, 100			
94	308, 300	321, 000	372, 300	395, 200	398, 600			
95	309, 200	321, 400	372, 700	395, 700	399, 100			
96	310, 000	321, 900	373, 200	396, 000	399, 600			
97	310, 800	322, 700	373, 600	396, 300	399, 900			
98	311, 800	323, 400	374, 000	396, 800	400, 400			
99	312, 700	324, 100	374, 500	397, 300	400, 900			
100	313, 600	324, 700	375, 000	397, 800	401, 400			
101	314, 500	325, 300	375, 400	398, 100	401, 800			
102	315, 500	326, 000	375, 900	398, 600	402, 300			
103	316, 500	326, 700	376, 500	399, 100	402, 700			
104	317, 400	327, 500	377, 000	399, 600	403, 200			
105	318, 200	328, 100	377, 200	399, 900	403, 600			
106	318, 800	328, 400	377, 700	400, 400	404, 100			
107	319, 400	328, 900	378, 200	400, 900	404, 500			
108	320, 000	329, 400	378, 600	401, 400	405, 000			
109	320, 500	329, 700	379, 100	401, 800	405, 400			
110	321, 000	330, 000	379, 600	402, 300	405, 900			
111	321, 400	330, 500	380, 100	402, 700	406, 300			
112	321, 900	331, 000	380, 600	403, 200	406, 800			
113	322, 700	331, 300	380, 900	403, 600	407, 200			
114	323, 400	331, 600	381, 400		407, 700			
115	324, 100	332, 100	381, 900		408, 100			
116	324, 700	332, 600	382, 400		408, 600			
117	325, 300	332, 900	382, 700		409, 000			
118	326, 000	333, 200	383, 200		409, 500			
119	326, 700	333, 700	383, 600		409, 900			
120	327, 500	334, 200	384, 000		410, 400			
121	328, 100	334, 500	384, 300		410, 800			
122	328, 400	334, 800	384, 800					
123	328, 900	335, 300	385, 300					
124	329, 400	335, 800	385, 800					
125	329, 700	336, 100	386, 100					
126		336, 400						
127		336, 900						
128		337, 400						
129		337, 700						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	219, 500	247, 600	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	341, 700	362, 700

備考 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

旧

※表中の改正部分に係る下線略

93	301, 200	316, 600	367, 500	390, 600	393, 900			
94	302, 300	317, 100	368, 000	391, 000	394, 400			
95	303, 400	317, 500	368, 500	391, 500	394, 900			
96	304, 700	318, 000	369, 000	391, 800	395, 400			
97	305, 800	318, 800	369, 400	392, 100	395, 700			
98	307, 000	319, 500	369, 800	392, 600	396, 200			
99	308, 200	320, 200	370, 400	393, 100	396, 700			
100	309, 400	320, 800	370, 900	393, 600	397, 200			
101	310, 500	321, 400	371, 300	393, 900	397, 600			
102	311, 500	322, 200	371, 800	394, 400	398, 100			
103	312, 500	322, 900	372, 400	394, 900	398, 500			
104	313, 500	323, 700	372, 900	395, 400	399, 000			
105	314, 300	324, 300	373, 100	395, 700	399, 400			
106	314, 900	324, 600	373, 600	396, 200	399, 900			
107	315, 500	325, 100	374, 100	396, 700	400, 300			
108	316, 100	325, 600	374, 500	397, 200	400, 800			
109	316, 600	325, 900	375, 000	397, 600	401, 200			
110	317, 100	326, 200	375, 500	398, 100	401, 700			
111	317, 500	326, 700	376, 000	398, 500	402, 100			
112	318, 000	327, 200	376, 500	399, 000	402, 600			
113	318, 800	327, 500	376, 800	399, 400	403, 000			
114	319, 500	327, 800	377, 300		403, 500			
115	320, 200	328, 300	377, 800		403, 900			
116	320, 800	328, 800	378, 300		404, 400			
117	321, 400	329, 100	378, 600		404, 800			
118	322, 200	329, 400	379, 100		405, 300			
119	322, 900	329, 900	379, 500		405, 700			
120	323, 700	330, 400	379, 900		406, 200			
121	324, 300	330, 700	380, 200		406, 600			
122	324, 600	331, 000	380, 700					
123	325, 100	331, 500	381, 200					
124	325, 600	332, 000	381, 700					
125	325, 900	332, 300	382, 000					
126		332, 600						
127		333, 100						
128		333, 600						
129		333, 900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	216, 200	244, 000	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	337, 100	358, 000

備考 1 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

2 1級の25号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第12に定める消防職給料表初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、223, 300円とする。

新

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3～5 略

旧

厚木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗じて得た額の総額及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を合計した額を超えてはならない。

3～5 略

新

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

※ 下線部分が変更部分

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
1	円 <u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>

2~5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

3 略

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（附則第6項関係）

附 則

(新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第11条 略

2~4 略

5 新給与条例第17条第1項に規定する職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「、定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年厚木市条例第24号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「暫定再任用職員」という。)」と、「並びに定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「並びに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 略

旧

厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

※ 下線部分が変更部分

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
1	円 <u>380,000</u>
2	<u>427,000</u>
3	<u>477,000</u>
4	<u>539,000</u>
5	<u>615,000</u>
6	<u>718,000</u>

2~5 略

(給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 略

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（附則第6項関係）

附 則

(新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

第11条 略

2~4 略

5 新給与条例第17条第1項に規定する職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年厚木市条例第24号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 略

議案第78号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考資料

新旧支給表

新	旧
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3～5 略
厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を

乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

議案第79号

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和6年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>
<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>	<p>厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあっては、その職を離れ、又は死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 及び 5 略</p>

議案第80号

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

新たな附属機関を設置するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

厚木市農業振興推進委員会	農業振興の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	15人以内
--------------	--	-------

別表教育委員会の項厚木市教育委員会点検評価委員会の項を次のように改める。

厚木市教育振興基本計画審議会	教育振興基本計画の推進について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。	5人以内
----------------	---	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第90号中「教育委員会点検評価委員会」を「教育振興基本計画審議会」に改め、同条中第101号を第102号とし、第100号の次に次の1号を加える。

(101) 農業振興推進委員会の委員

第2条第1項中「第100号まで」を「第101号まで」に改め、同条第2項中「前条第101号」を「前条第102号」に改める。

第3条中「第1条第101号」を「第1条第102号」に改める。

第5条第1項中「第101号」を「第102号」に改める。

第6条第1項第1号中「第100号まで」を「第101号まで」に改める。

別表90の項中「教育委員会点検評価委員会」を「教育振興基本計画審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、「7,800円」の次に「(部会の長である委員にあっては、8,800円)」を加え、同表に次のように加える。

101	農業振興推進委員会の委員	委員長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円

参考資料

新旧対照表

※ 下線部分が変更部分

新				旧			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市長	略	略	略	市長	略	略	略
	<u>厚木市農業振興推進委員会</u>	<u>農業振興の推進について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。</u>	<u>15人以内</u>				
教育委員会	略	略	略	教育委員会	略	略	略
	<u>厚木市教育振興基本計画審議会</u>	<u>教育振興基本計画の推進について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。</u>	5人以内		<u>厚木市教育委員会点検評価委員会</u>	<u>教育委員会に属する事務の点検及び評価について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。</u>	5人以内
	略	略	略		略	略	略

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(89) 略

(90) 教育振興基本計画審議会の委員

(91)～(100) 略

(101) 農業振興推進委員会の委員

(102) 略

(報酬)

第2条 前条第1号から第101号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第102号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,8

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、次に掲げる者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(1)～(89) 略

(90) 教育委員会点検評価委員会の委員

(91)～(100) 略

(101) 略

(報酬)

第2条 前条第1号から第100号までに掲げる者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

2 前条第101号に掲げる者の受ける報酬の額は、勤務1日につき25,000円を超えない範囲内とする。ただし、特に必要があるときは404,8

00円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第102号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第102号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中途で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第101号までに掲げる者にあっては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名		報酬額	
略	略		略	
9 0	教育振興基本計 画審議会の委員	会長	日額	8,800円
		委員	日額	7,800円(部 会の長で ある委員 にあって は、8,800 円)
略	略		略	
1 0 1	農業振興推進委 員会の委員	委員 長	日 額	8,800円
		委員	日 額	7,800円

00円を超えない範囲内において月額又は年額で定めることができる。

3 略

(報酬の減額)

第3条 第1条第101号に掲げる者(任命権者が勤務日又は勤務時間を定めている者に限る。)が勤務しないときは、勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、任命権者が別に定めるところにより報酬を減額するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 第1条第1号から第5号まで、第16号及び第101号に掲げる者のうち月額で定められた者が月の中途で新たに就職した場合にはその日から、退職、免職その他によりその職を失ったときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで報酬を支給する。

2及び3 略

(費用弁償)

第6条 第1条各号に掲げる者が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額は、次に定めるところによる。

(1) 第1条第1号から第100号までに掲げる者にあっては、常勤特別職の職員の旅費の額に相当する額

(2) 略

2 略

別表(第2条関係)

番号	職名		報酬額	
略	略		略	
9 0	教育委員会点検 評価委員会の委 員	委員 長	日 額	8,800円
		委員	日 額	7,800円
略	略		略	

議案第81号

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例について

厚木市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、耐火建築物に係る主要構造部規制を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築基準条例の一部を改正する条例

厚木市建築基準条例(平成17年厚木市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第23条第2項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に改める。

第28条第1項第2号ウ及び第3号中「建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件」を「建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第29条に次の1項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第30条に次の1項を加える。

2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第32条第1項中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第41条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号、第42条第1項、第44条第4項並びに第45条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第50条に次の1項を加える。

5 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第52条各号列記以外の部分中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。
第54条第1項中「準耐火構造」の次に「（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）」を加える。

第57条第1項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第21条」を「第21条第1項」に、「第29条」を「第29条第1項」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第59条の2中「第20条から」を「第20条、第21条第1項、第22条から」に、「第27条から第29条まで、第30条」を「第27条、第28条（第3項を除く。）、第29条第1項、第30条第1項」に、「第50条まで」を「第49条まで、第50条（第5項を除く。）」に改める。

第66条中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第67条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第68条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「第21条」を「第21条第1項」に、「第30条」を「第30条第1項」に改め、「第50条」の次に「（第5項を除く。）」を加え、同条第3項中「から第22条まで」を「、第21条第1項、第22条」に、「第30条」を「第30条第1項」に改め、「第50条」の次に「（第5項を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 法第3条第2項の規定により、第20条、第21条第1項、第28条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第30条第1項、第32条第1項、第50条第4項、第52条又は第56条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第137条の14第2号で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は適用しない。

第70条中「第25条まで（）の次に「第21条第2項及び」を加え、「第27条から第31条まで」を「第27条、第28条（第3項を除く。）、第29条第1項、第30条第1項、第31条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(設置の禁止) 第21条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が1時間準耐火基準(政令第112条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)でないものの上階に設けてはならない。 (1)～(3) 略 2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。	(設置の禁止) 第21条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が1時間準耐火基準(政令第112条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。 (1)～(3) 略
(共同住宅等の階段) 第23条 略 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものを除く。)を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。 3 略	(共同住宅等の階段) 第23条 略 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(政令第107条各号又は第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものを除く。)を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。 3 略
(長屋の構造等) 第28条 3階を長屋の用途に供する建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、政令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物(防火地域以外の区域内にあるものであって、次に掲げる基準(準防火地域以外の区域内にあるものにあっては第1号及び第2号に掲げる基準)に適合するものに限る。)とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途	(長屋の構造等) 第28条 3階を長屋の用途に供する建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のものであって、政令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものを除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物(防火地域以外の区域内にあるものであって、次に掲げる基準(準防火地域以外の区域内にあるものにあっては第1号及び第2号に掲げる基準)に適合するものに限る。)とし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途

に供する部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに掲げる構造方法を用いる建築物とすることができる。

(1) 略

(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。)がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア及びイ 略

ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第193号)第1第3号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。

(3) 3階の各住戸(各住戸の階数が2以上であるものにあっては、2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各住戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあっては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各住戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各住戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件第1第3号ロ(2)に規定する構造方法を用いるものという。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

2 略

3 前2項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

4及び5 略

(重ね建て長屋の区画)

第29条 略

2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物で

に供する部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに掲げる構造方法を用いる建築物とすることができる。

(1) 略

(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。)がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

ア及びイ 略

ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第193号)第1第3号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。

(3) 3階の各住戸(各住戸の階数が2以上であるものにあっては、2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各住戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあっては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各住戸以外の部分の開口部がないもの又は当該各住戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件第1第3号ロ(2)に規定する構造方法を用いるものという。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

2 略

3及び4 略

(重ね建て長屋の区画)

第29条 略

あっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(構造)

第30条 略

2 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第32条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)としなければならない。

2及び3 略

4 第1項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(前面空地等)

第41条 略

2 興行場等の用途に供する建築物の特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の場合は、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができます。

(1) 略

(2) 特定主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(3) 略

3及び4 略

(屋外への出口)

第42条 興行場等(集会場にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。第45条において同

(構造)

第30条 略

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第32条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。

2及び3 略

(前面空地等)

第41条 略

2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合は、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができます。

(1) 略

(2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(3) 略

3及び4 略

(屋外への出口)

第42条 興行場等(集会場にあっては、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。第45条において同

じ。)の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

2 略

(敷地内通路)

第44条 略

2及び3 略

4 特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の興行場等には、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第41条第2項に定める構造の歩廊を設けることができる。

(廊下及び広間の類)

第45条 略

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以下の場合における同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3及び4 略

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第50条 略

2~4 略

5 前項に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(浴室等の構造)

第52条 公衆浴場の用途に供する建築物の次に掲げる部分に該当する特定主要構造部は、耐火構造としなければならない。

(1)及び(2) 略

(構造)

第54条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供

じ。)の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。

2 略

(敷地内通路)

第44条 略

2及び3 略

4 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場等には、第1項の敷地内通路に相当する部分に、第41条第2項に定める構造の歩廊を設けることができる。

(廊下及び広間の類)

第45条 略

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以下の場合における同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3及び4 略

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第50条 略

2~4 略

(浴室等の構造)

第52条 公衆浴場の用途に供する建築物の次に掲げる部分に該当する主要構造部は、耐火構造としなければならない。

(1)及び(2) 略

(構造)

第54条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供

する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2~4 略

(適用の特例)

第57条 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定するものを除く。)に対する第21条第1項、第23条第2項、第24条第2項、第29条第1項、第32条第1項、第36条第1項第2号、第41条第2項、第42条第1項、第44条第4項、第45条第2項、第54条第1項若しくは第3項、前条第1号又は第60条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び特定主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第36条第1項第2号、第54条第1項若しくは第3項又は前条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の除外)

第59条の2 法第38条の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、第18条、第20条、第21条第1項、第22条から第25条まで、第27条、第28条(第3項を除く。)、第29条第1項、第30条第1項、第33条、第35条、第36条第1項、第37条から第39条まで、第41条から第49条まで、第50条(第5項を除く。)、第52条、第54条(第4項を除く。)、第55条又は第56条の規定は、市長がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認め

する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2~4 略

(適用の特例)

第57条 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定するものを除く。)に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第29条、第32条第1項、第36条第1項第2号、第41条第2項、第42条第1項、第44条第4項、第45条第2項、第54条第1項若しくは第3項、前条第1号又は第60条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の4第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第36条第1項第2号、第54条第1項若しくは第3項又は前条第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

(特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物に対する基準の適用の除外)

第59条の2 法第38条の規定により認定を受けた構造方法又は建築材料を用いる建築物については、第18条、第20条から第25条まで、第27条から第29条まで、第30条、第33条、第35条、第36条第1項、第37条から第39条まで、第41条から第50条まで、第52条、第54条(第4項を除く。)、第55条又は第56条の規定は、市長がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認めた場合においては、適用しない。

た場合においては、適用しない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第66条 法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物について第28条第1項若しくは第2項、第30条第1項、第50条第4項又は第54条第2項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第67条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設建築物については、第5条から第17条まで、第25条、第29条第1項、第34条、第6章第7節、第54条から第56条まで及び前章の規定は、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第68条 法第3条第2項の規定により、第10条、第11条、第22条、第24条、第30条第1項、第31条、第34条から第36条まで、第40条から第48条まで、第52条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分について、その床面積の合計が50平方メートル以下の増築又は改築をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第10条、第11条、第20条、第21条第1項、第24条、第27条、第30条第1項、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第50条(第5項を除く。)、第53条又は第54条の規定の適用を受けない建築物における増築又は改築で、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めた場合においては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第10条から第16条まで、第20条、第21条第1項、第22条、第24条、第27条、第30条第1項、第31条、第34条から第36条まで、第38条から第48条まで、第50条(第5項を除く。)又は第52条から第54条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

4 略

5 法第3条第2項の規定により、第20条、第21条第1項、第28条第1項若しくは第2項、第29

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第66条 法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物について第28条第1項若しくは第2項、第30条、第50条第4項又は第54条第2項の規定を適用する場合には、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第67条 法第85条第6項及び第7項に規定する仮設建築物については、第5条から第17条まで、第25条、第29条、第34条、第6章第7節、第54条から第56条まで及び前章の規定は、適用しない。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第68条 法第3条第2項の規定により、第10条、第11条、第22条、第24条、第30条、第31条、第34条から第36条まで、第40条から第48条まで、第52条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分について、その床面積の合計が50平方メートル以下の増築又は改築をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第10条、第11条、第20条、第21条、第24条、第27条、第30条、第34条から第36条まで、第38条から第41条まで、第50条、第53条又は第54条の規定の適用を受けない建築物における増築又は改築で、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めた場合においては、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第10条から第16条まで、第20条から第22条まで、第24条、第27条、第30条、第31条、第34条から第36条まで、第38条から第48条まで、第50条又は第52条から第54条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

条第1項、第30条第1項、第32条第1項、第50条第4項、第52条又は第56条の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第137条の14第2号で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は適用しない。

(罰則)

第70条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第21条第2項及び第24条第2項を除く。）、第27条、第28条(第3項を除く。）、第29条第1項、第30条第1項、第31条、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第3項若しくは第4項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないので工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第70条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第8条第1項、第10条第1項若しくは第2項、第11条、第15条第1号、第18条から第25条まで(第24条第2項を除く。）、第27条から第31条まで、第32条第1項若しくは第2項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第38条、第39条、第40条第1項、第41条第1項、第3項若しくは第4項、第42条、第43条、第44条第1項から第3項まで、第45条第1項、第46条から第49条まで、第50条第2項若しくは第4項、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項、第55条又は第56条の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合にあっては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いないので工事を施工し、又は設計図書に従わないので工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)にあってはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

議案第82号

厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例について

厚木市開発許可等基準条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

市街化調整区域における農家等住宅及び分家住宅の用途変更に係る許可基準を追加するため、本条例の一部を改正する。

厚木市開発許可等基準条例の一部を改正する条例

厚木市開発許可等基準条例（平成17年厚木市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物
- (2) 当該市街化調整区域に係る線引きの日以後に法第29条第1項第2号に該当するものとして建築された農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供する専用住宅又は前条第1号若しくは第2号に該当するものとして許可を受けて建築された専用住宅の用途に供する建築物を、その用途を変更して使用者を特定しない専用住宅の用途に供する建築物とするもので、規則で定める要件に該当するもの

本則に次の1条を加える。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市開発許可等基準条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の許可申請について適用し、同日前にされた同項の許可申請については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
<p>(政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項に規定する許可の基準)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物として条例で定めるものは、<u>次に掲げる建築物(政令第29条の9各号に掲げる区域における建築物を除く。)</u>とする。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>当該市街化調整区域に係る線引きの日以後に法第29条第1項第2号に該当するものとして建築された農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供する専用住宅又は前条第1号若しくは第2号に該当するものとして許可を受けて建築された専用住宅の用途に供する建築物を、その用途を変更して使用者を特定しない専用住宅の用途に供する建築物とするもので、規則で定める要件に該当するもの</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(政令第36条第1項第3号ハの規定による法第43条第1項に規定する許可の基準)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物として条例で定めるものは、<u>前条各号に規定する予定建築物の要件に該当する建築物(政令第29条の9各号に掲げる区域における建築物を除く。)</u>とする。</p>

議案第83号

町の区域の設定及び字の廃止について

厚木市酒井土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から別紙のとおり町の区域を設定し、及び字を廃止する。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

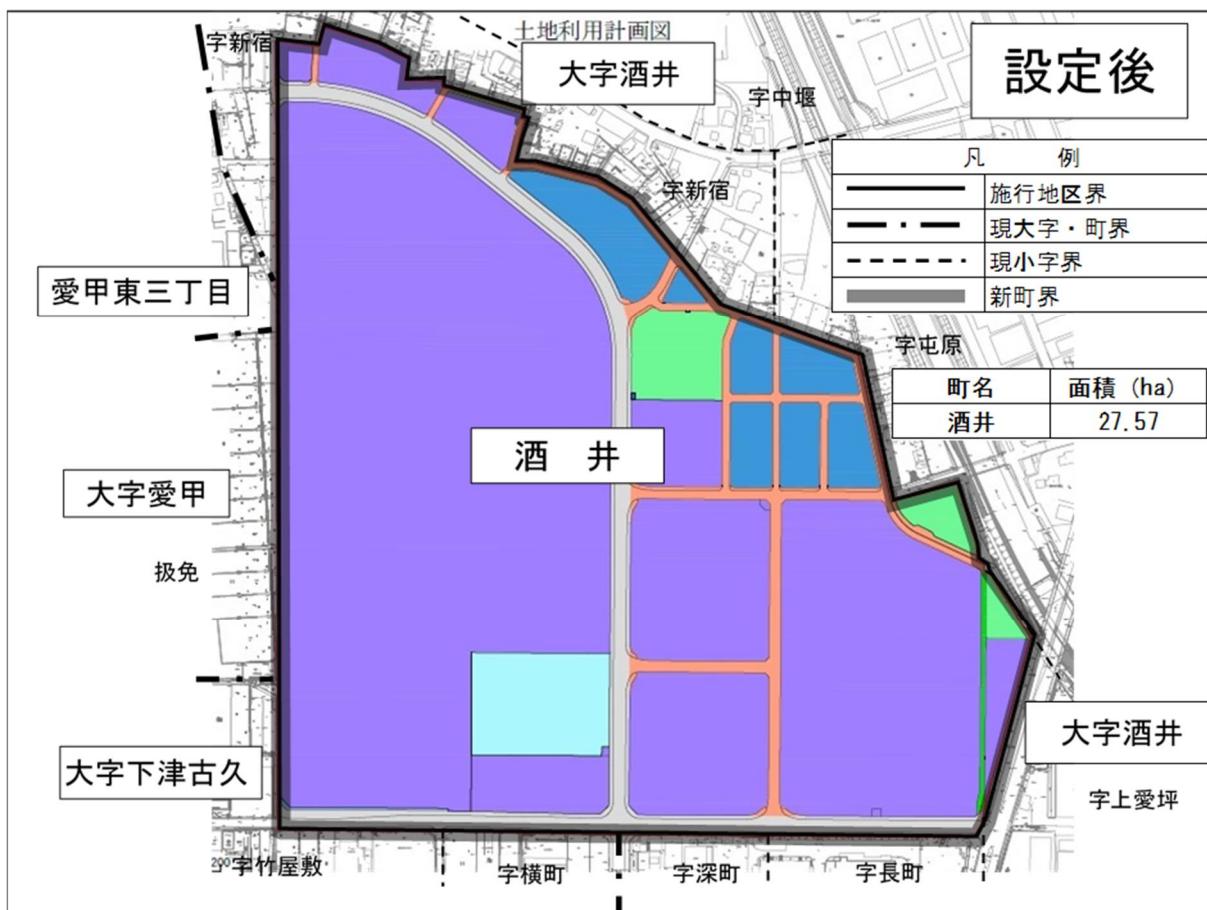
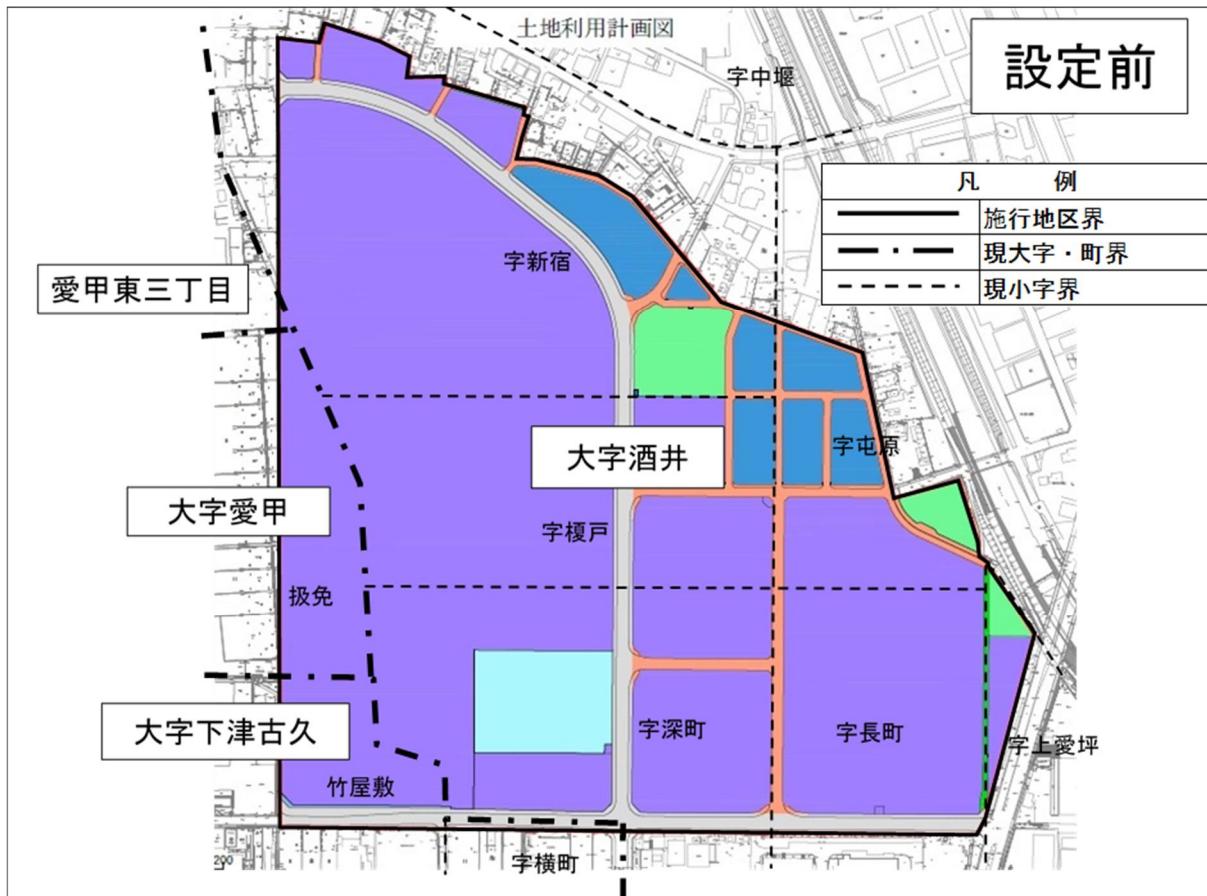
1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包括される字及び町の区域
酒井	酒井 しんじゅく ふかまち とんばら なかもら かみあいっぽ 字新宿、字深町、字屯原、字長町及び字上愛坪の各一部
	下津古久 たけやしき よこまち 字竹屋敷及び字横町の各一部
	愛甲 あつかいめん 字 扱 免 の一部
	愛甲東三丁目の一部

2 字の廃止

大字名	廃止する字名
酒井	えのきど 字榎戸

厚木市酒井土地区画整理事業施行地区における町の区域の設定及び字の廃止図



議案第84号

厚木市荻野運動公園指定管理者の指定について

次のとおり厚木市荻野運動公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 厚木市荻野運動公園
- 2 指定管理者 (名 称) 荻野運動公園マネジメント共同企業体
(構成員代表者) 神奈川県厚木市旭町5丁目43番地16-302
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
厚木事務所 所長 根岸 良和 様
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

参考資料

厚木市荻野運動公園指定管理者候補者の概要

1 団体名

荻野運動公園マネジメント共同企業体

2 構成員代表者

神奈川県厚木市旭町5丁目43番地16-302
株式会社オリエンタルコンサルタンツ
厚木事務所 所長 根岸 良和 様

3 構成員の設立年月日：

(1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ	昭和32年12月24日設立
(2) 静岡ビル保善株式会社	昭和41年 5月 2日設立
(3) 株式会社朝日美装	昭和46年12月18日設立
(4) 株式会社富士植木	昭和41年 1月 4日設立

4 構成員の資本金の額

(1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ	500,950,000円
(2) 静岡ビル保善株式会社	20,000,000円
(3) 株式会社朝日美装	40,000,000円
(4) 株式会社富士植木	99,000,000円

5 構成員の業務内容

(1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

ア 公共施設並びにこれに準ずる施設等の社会基盤整備事業・運営管理事業及びこれに関連する事業の企画・調査・測量・計画・設計・管理並びに評価・診断・提案・指導等

イ アに関する新技術・新システムの研究及び開発

ウ 情報処理システム及び企業経営分野の人材育成のための教育事業に関するシステムの開発

エ アからウまでに関わる物品等の販売

オ 土木・建築・造園・農業土木等の工事に関する施工管理及び請負

カ 建設業、土木建築工事の施工及び請負
キ 旅行業法に基づく旅行業
ク 旅館業法に基づくホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理及び経営
ケ 不動産の活用・管理・運営
コ 労働者派遣事業、紹介予定派遣事業、有料職業紹介事業
サ 自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給・販売等に関する業務
シ アからサまでに附帯する一切の事業及びこれを助成する事業

(2) 静岡ビル保善株式会社

ア 不動産管理事業
イ 清掃業
ウ 清掃用品の製造販売
エ 建築物衛生法に基づく業務
オ 建築物並びに附帯施設の維持管理
カ 建築物の各種設備機器の点検・保守・管理
キ 警備業
ク 地方自治法に基づく指定管理者制度による公の施設の管理運営
ケ 労働者派遣事業
コ 建築工事業
サ 電気工事業
シ 管工事業
ス 消防施設工事業
セ 損害保険代理店業
ソ 飲食店業
タ 旅館業
チ 宿泊施設の経営
ツ 介護予防・日常生活支援総合事業
テ アからツまでに附帯する一切の業務

(3) 株式会社朝日美装

ア 建物綜合管理
イ 清掃用品の販売
ウ 総合警備保障
エ 貯水槽の清掃及び保守管理
オ 排水管の清掃
カ 建築物のねずみ、こん虫等の防除

- キ 建築物空気環境の測定
- ク 廃棄物の収集及び運搬
- ケ 凈化槽の保守及び点検
- コ 造園、緑化等の手入れ及び設計施工管理
- サ 一般建築、土木、電気、配管、給排水等の工事請負
- シ 消防設備工事及び点検
- ス アからシまでに附帯する一切の業務

(4) 株式会社富士植木

- ア 造園工事・緑化工事の企画、設計、施工請負及び維持管理
- イ 園芸植物、造園緑化樹木の生産、販売及び賃貸
- ウ 造園資材及び造園機器の製作、販売及び賃貸
- エ 土木工事、舗装工事、管工事、とび土工、石工事、水道施設工事、スポーツ施設工事の設計及び施工請負
- オ 廃棄物の収集運搬、処理、処分及び清掃に関する業務
- カ 駐車場経営
- キ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- ク 製造たばこの小売販売業
- ケ アからクまでに附帯する一切の業務

6 構成員の業務実績

- (1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
厚木市荻野運動公園指定管理業務ほか
- (2) 静岡ビル保善株式会社
厚木市荻野運動公園指定管理業務ほか
- (3) 株式会社朝日美装
厚木市荻野運動公園指定管理業務ほか
- (4) 株式会社富士植木
厚木市荻野運動公園指定管理業務ほか

7 選定理由

厚木市指定管理者選定評価委員会における書類審査及びヒアリング審査の結果等に基づき、指定管理者として指定することが妥当であると判断したため選定したものである。

議案第85号

都市公園を設置すべき区域の決定について

次のとおり都市公園を設置すべき区域を決定する。

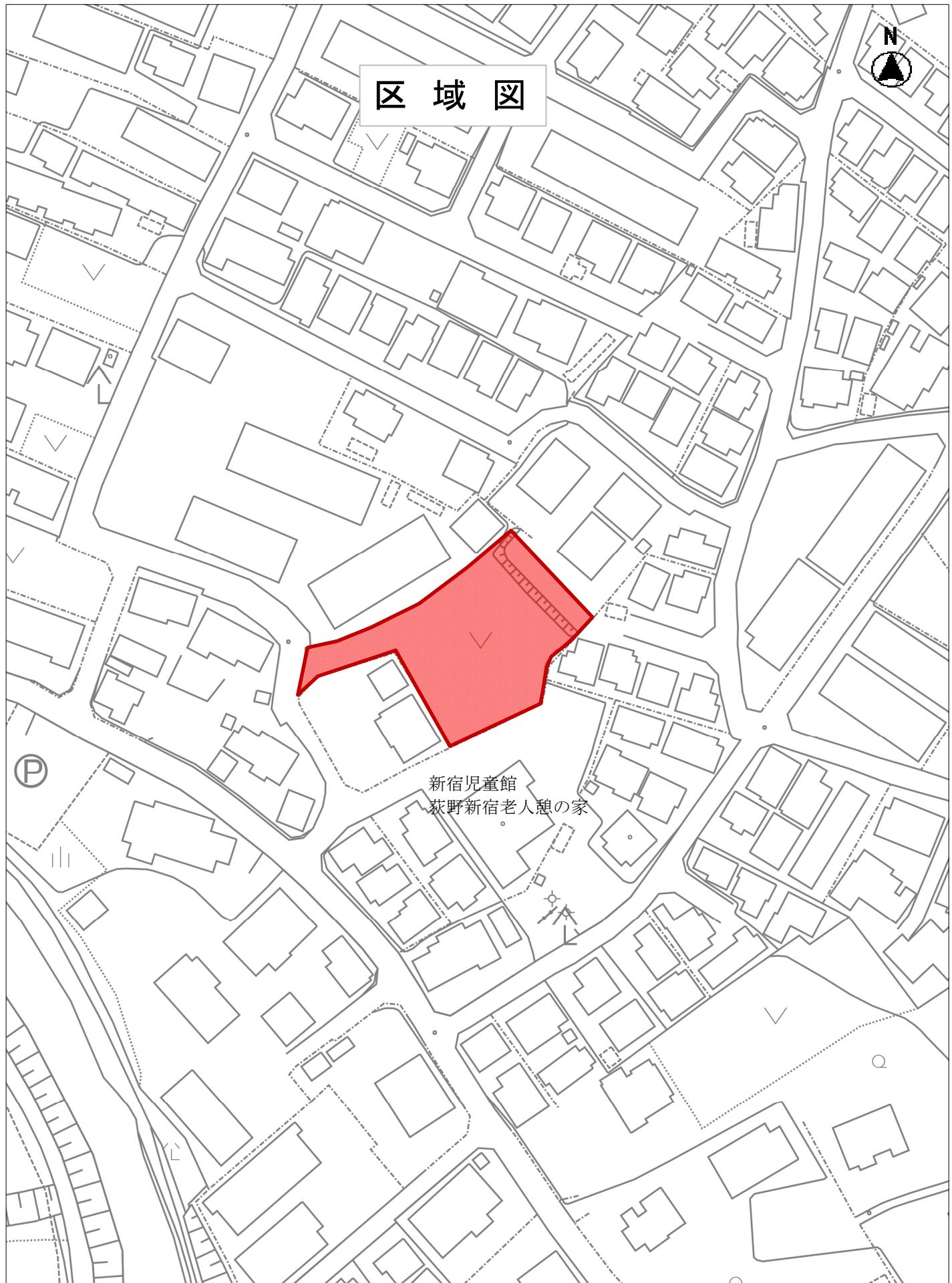
- 1 都市公園を設置すべき区域 厚木市下荻野字西下原1241番2 (区域図のとおり)
- 2 都市公園の種類 街区公園
- 3 都市公園の面積 1, 114 m²

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

提案理由

都市公園法第33条第1項の規定に基づき、都市公園を設置すべき区域を定めるため、同条第5項の規定により議会の議決を求める。



縮尺 1 : 1000

10 5 0 10 20 30 40



…都市公園を設置すべき区域

(議案第 8 6 号)

令和 6 年厚木市議会第 7 回会議（1 月定例会議）

令和 6 年度
厚木市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第86号

令和6年度厚木市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度の厚木市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,504,518千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,585,293千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		19,708,888	244,815	19,953,703
	5 国庫負担金	10,474,294	192,000	10,666,294
	10 国庫補助金	9,061,876	52,815	9,114,691
60 県支出金		6,364,341	16,976	6,381,317
	5 県負担金	4,381,786	13,720	4,395,506
	10 県補助金	1,612,123	3,256	1,615,379
65 財産収入		241,218	27,194	268,412
	5 財産運用収入	236,218	27,194	263,412
75 繰入金		6,434,221	1,208,033	7,642,254
	5 基金繰入金	6,341,681	1,208,033	7,549,714
85 諸収入		4,686,835	7,500	4,694,335
	25 雜入	2,594,369	7,500	2,601,869
歳入合計		109,080,775	1,504,518	110,585,293

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		460,132	106	460,026
	5 議会費	460,132	106	460,026
10 総務費		15,354,425	276,704	15,631,129
	5 総務管理費	7,168,363	203,527	7,371,890
	10 企画文化費	6,108,828	22,112	6,130,940
	15 徴稅費	1,109,922	26,289	1,136,211
	20 戸籍住民基本台帳費	696,166	19,350	715,516
	25 選挙費	170,074	3,273	173,347
	30 統計調査費	36,448	1,073	37,521
	35 監査委員費	64,624	1,080	65,704
15 民生費		42,397,142	719,777	43,116,919
	5 社会福祉費	20,155,652	64,219	20,219,871
	10 児童福祉費	15,873,932	373,368	16,247,300
	15 生活保護費	6,367,300	282,190	6,649,490
20 衛生費		11,781,715	121,333	11,903,048
	5 保健衛生費	6,312,949	118,732	6,431,681
	10 清掃費	5,468,766	2,601	5,471,367
25 労働費		308,069	314	308,383
	5 労働諸費	308,069	314	308,383
30 農林水産業費		962,737	6,117	968,854
	5 農業費	874,688	6,117	880,805
35 商工費		3,463,392	1,657	3,465,049
	5 商工費	3,463,392	1,657	3,465,049

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 0 土木費		15,840,683	24,931	15,865,614
	5 土木管理費	1,192,752	683	1,193,435
	1 0 道路橋りょう費	3,676,519	8,338	3,684,857
	1 5 河川費	272,598	24,564	248,034
	2 0 都市計画費	10,383,787	24,451	10,408,238
	2 5 住宅費	315,027	16,023	331,050
4 5 消防費		3,429,416	160,286	3,589,702
	5 消防費	3,429,416	160,286	3,589,702
5 0 教育費		9,423,309	193,505	9,616,814
	5 教育総務費	2,507,645	70,597	2,578,242
	1 0 小学校費	2,645,565	92,532	2,738,097
	1 5 中学校費	1,173,234	28,196	1,201,430
	2 0 社会教育費	2,256,702	2,694	2,259,396
	2 5 保健体育費	840,163	514	839,649
歳 出 合 計		109,080,775	1,504,518	110,585,293

第2表 繼続費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
50 教育費	10 小学校費	依知南小学校施設整備事業	3,574,643	令和6年度	0
				令和7年度	531,965
				令和8年度	559,483
				令和9年度	2,418,873
				令和10年度	64,322

2 変 更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称) 未来館整備事業	1,196,393	令和5年度	5,255	1,255,114	令和5年度	5,255
				令和6年度	159,928		令和6年度	159,928
				令和7年度	41,181		令和7年度	41,181
				令和8年度	399,095		令和8年度	453,714
				令和9年度	590,934		令和9年度	595,036

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 企画文化費	七沢自然ふれあいセンター施設改修事業（長寿命化）	15,928
		七沢自然ふれあいセンター維持補修事業	8,852
20 衛生費	05 保健衛生費	次世代自動車充電インフラ管理事業	4,476
40 土木費	10 道路橋りょう費	交差点等改良事業	16,000
		歩道整備事業	20,000
	20 都市計画費	公園緑地維持管理事業	15,000
		厚木環状3号線街路整備事業	195,000
		本厚木下津古久線街路整備事業	290,000
50 教育費	10 小学校費	小学校維持管理事業	21,670
		小学校維持補修事業	6,200
		依知南小学校施設整備事業	3,518
		単独調理場維持補修事業	19,250

第4表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
ガバメントクラウド利用料	令和7年度	199,040千円に為替変動による増減額を加算した額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	令和7年度	1,861
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	令和7年度	15,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	令和7年度	40,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和7年度	40,000
市道本厚木松枝線舗装補修工事経費	令和7年度	40,000
市道本厚木停車場旭町線舗装補修工事経費	令和7年度	30,000
市道本厚木岡田線舗装補修工事経費	令和7年度	26,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和7年度	20,000
河川維持補修工事経費	令和7年度	10,000
荻野運動公園指定管理料	令和7年度～令和11年度	1,541,868
小学校指導者用デジタル教科書利用料	令和7年度	3,947
小学校給食調理等業務委託経費	令和7年度～令和9年度	265,571
第2期GIGAスクール端末調達経費	令和7年度～令和8年度	1,008,370

2 廃止

(単位：千円)

事項	補正前		補正後		備考
	期間	限度額	期間	限度額	
単独調理場校給食配膳業務委託経費 (令和6年度分)	令和7年度～ 令和9年度	47,145	—	—	依知南小学校及び緑ヶ丘小学校施設整備事業の工期確定により、事業内容が変更になったため。

令和 6 年度
厚木市一般会計補正予算
(第 6 号) に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括 (歳 入)

款	補正前の額
5 市税	42,968,858
10 地方譲与税	529,866
15 利子割交付金	14,000
18 配当割交付金	202,000
21 株式等譲渡所得割交付金	220,000
23 法人事業税交付金	835,000
24 地方消費税交付金	5,800,000
27 ゴルフ場利用税交付金	138,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	1,230,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	38,000
45 分担金及び負担金	376,890
50 使用料及び手数料	1,394,971
55 国庫支出金	19,708,888
60 県支出金	6,364,341
65 財産収入	241,218
70 寄附金	1,300,000
75 繰入金	6,434,221
80 繰越金	3,796,887
85 諸収入	4,686,835
90 市債	12,652,800
歳 入 合 計	109,080,775

(単位:千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	42,968,858	38.9
	529,866	0.5
	14,000	0.0
	202,000	0.2
	220,000	0.2
	835,000	0.8
	5,800,000	5.3
	138,000	0.1
	118,000	0.1
	1,230,000	1.1
	30,000	0.0
	38,000	0.0
	376,890	0.3
	1,394,971	1.3
244,815	19,953,703	18.0
16,976	6,381,317	5.8
27,194	268,412	0.2
	1,300,000	1.2
1,208,033	7,642,254	6.9
	3,796,887	3.4
7,500	4,694,335	4.3
	12,652,800	11.4
1,504,518	110,585,293	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	460,132	106	460,026
10 総務費	15,354,425	276,704	15,631,129
15 民生費	42,397,142	719,777	43,116,919
20 衛生費	11,781,715	121,333	11,903,048
25 労働費	308,069	314	308,383
30 農林水産業費	962,737	6,117	968,854
35 商工費	3,463,392	1,657	3,465,049
40 土木費	15,840,683	24,931	15,865,614
45 消防費	3,429,416	160,286	3,589,702
50 教育費	9,423,309	193,505	9,616,814
60 公債費	5,559,755		5,559,755
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合	109,080,775	1,504,518	110,585,293

(単位:千円・%)

補正額の財源内訳				構成率			
特定期財源			一般財源				
国庫支出金	県支出金	市債	その他				
				106	0.4		
			23,194	253,510	14.1		
244,815	16,976			457,986	39.0		
				121,333	10.8		
				314	0.3		
			7,500	1,383	0.9		
				1,657	3.1		
				24,931	14.4		
				160,286	3.2		
			4,000	189,505	8.7		
					5.0		
					0.1		
244,815	16,976		34,694	1,208,033	100.0		

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	19,708,888	244,815	19,953,703
5 国庫負担金	10,474,294	192,000	10,666,294
15 民生費国庫負担金	10,465,494	192,000	10,657,494
10 国庫補助金	9,061,876	52,815	9,114,691
15 民生費国庫補助金	3,715,850	52,815	3,768,665
60 県支出金	6,364,341	16,976	6,381,317
5 県負担金	4,381,786	13,720	4,395,506
15 民生費県負担金	4,362,257	13,720	4,375,977
10 県補助金	1,612,123	3,256	1,615,379
15 民生費県補助金	1,109,406	3,256	1,112,662
65 財産収入	241,218	27,194	268,412
5 財産運用収入	236,218	27,194	263,412
10 利子及び配当金	61,883	27,194	89,077
75 繰入金	6,434,221	1,208,033	7,642,254
5 基金繰入金	6,341,681	1,208,033	7,549,714
15 財政調整基金繰入金	4,205,530	1,208,033	5,413,563
85 諸収入	4,686,835	7,500	4,694,335
25 雜入	2,594,369	7,500	2,601,869
15 雜入	2,594,335	7,500	2,601,835

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 生活保護費負担金	192,000	1 生活保護費負担金増 【生活福祉課】 192,000
10 児童福祉費補助金	52,815	1 子どものための教育・保育給付交付金増 【こども育成課】 52,815
10 児童福祉費負担金	7,320	1 子どものための教育・保育給付費県費負担金増 【こども育成課】 7,320
15 生活保護費負担金	6,400	1 生活保護費負担金増 【生活福祉課】 6,400
10 児童福祉費補助金	3,256	1 小児医療費助成事業補助金増 【子育て給付課】 3,256
5 利子及び配当金	27,194	1 財政調整基金利子増 【財政課】 23,194 2 学校施設整備基金利子増 【教育総務課】 4,000
5 財政調整基金繰入金	1,208,033	1 財政調整基金繰入金増 【財政課】 1,208,033
30 農林費雑入	7,500	1 農業次世代人材投資資金過年度返還金 【農業政策課】 7,500

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 6 5 財産収入 7 5 繰入金 8 5 諸収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
歳 入 合 計	109,080,775	1,504,518	110,585,293

(単位：千円)

節		説 明	
区	分	金額	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	460,132	106	460,026		
5 議会費	460,132	106	460,026		
5 議会費	460,132	106	460,026	一般財源	106
10 総務費	15,354,425	276,704	15,631,129		
5 総務管理費	7,168,363	203,527	7,371,890		
5 一般管理費	4,912,714	201,089	5,113,803	そ の 他	23,194
				一般財源	177,895
20 情報化推進費	1,560,644	1,169	1,561,813	一般財源	1,169
25 文書管理費	51,829	118	51,947	一般財源	118

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	1,059	1 議員報酬等増 【議会総務課】 1,537
3 職員手当等	753	2 職員給与費減 【職員課】
4 共済費	200	1,643
1 報酬	9,029	1 職員給与費増 【職員課】 163,108
2 給料	95,823	(1) 常勤特別職増 352
3 職員手当等	67,008	(2) 一般職増 162,756
4 共済費	6,035	2 会計年度任用職員事務経費増 【職員課】 11,965
25 積立金	23,194	3 電子入札システム事業費増 【職員課】 304
		4 財政調整基金積立金増 【財政課】 23,194
		(1) 財政調整基金積立金増 23,194
		5 ふるさと納税推進事業費増 【職員課】 392
		6 一般管理事務経費増 【職員課】 45
		7 行政総務事務経費増 【職員課】 2,081
1 報酬	491	1 地域情報化推進事業費増 【職員課】 672
2 給料	231	2 情報政策事務経費増 【職員課】 497
3 職員手当等	411	
4 共済費	36	
1 報酬	118	

5 議会費 10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(文書管理費)					
40 財産管理費	555,055	1,151	556,206	一般財源	1,151
10 企画文化費	6,108,828	22,112	6,130,940		
5 行政連絡費	146,348	5,006	151,354	一般財源	5,006
15 表彰費	6,889	109	6,998	一般財源	109
25 広報費	110,505	133	110,638	一般財源	133
30 企画費	228,296	114	228,410	一般財源	114
45 市役所連絡所費	20,436	1,190	21,626	一般財源	1,190
55 文化費	148,896	336	149,232	一般財源	336
58 学習支援センター費	226,537	1,212	227,749	一般財源	1,212

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		1 情報公開制度事業費増 【職員課】 118
1 報酬	165	1 庁舎維持管理事業費増 【職員課】 1,151
2 給料	576	
3 職員手当等	384	
4 共済費	26	
1 報酬	4,455	1 地区市民センター事業費増 【職員課】 5,006
3 職員手当等	505	
4 共済費	46	
1 報酬	90	1 表彰事務費増 【職員課】 109
3 職員手当等	19	
1 報酬	133	1 広報事業費増 【職員課】 133
1 報酬	114	1 公共施設最適化推進事業費増 【職員課】 114 (1) 公共施設最適化推進事業費増 114
1 報酬	589	1 連絡所運営事業費増 【職員課】 1,190
2 給料	231	
3 職員手当等	341	
4 共済費	29	
1 報酬	243	1 文化事務経費増 【職員課】 336 (1) 友好親善事務経費増 336
3 職員手当等	85	
4 共済費	8	
1 報酬	884	1 学習支援センター費増 【職員課】 1,212 (1) 学習支援センター運営事業費増 1,212
3 職員手当等	302	

10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(学習支援センター費)					
59 七沢自然ふれあいセンター費	160,591	9,237	169,828	一般財源	9,237
60 防犯対策費	203,900	457	204,357	一般財源	457
62 市民交流プラザ費	48,673	4,318	52,991	一般財源	4,318
15 徴稅費	1,109,922	26,289	1,136,211		
5 稅務総務費	659,567	23,923	683,490	一般財源	23,923
10 税課徵收費	450,355	2,366	452,721	一般財源	2,366
20 戸籍住民基本台帳費	696,166	19,350	715,516		
5 戸籍住民基本台帳費	663,492	19,350	682,842	一般財源	19,350

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	26	
1 報酬	294	1 七沢自然ふれあいセンター維持管理事業費 増 【職員課】 385
3 職員手当等	83	2 七沢自然ふれあいセンター維持補修事業費 増 【生涯学習課】 8,852
4 共済費	8	
11 需用費	8,852	
1 報酬	257	1 防犯対策事業費増 【職員課】 123
3 職員手当等	186	(1) 街頭犯罪対策事業費増 123
4 共済費	14	2 本厚木駅周辺環境浄化対策事業費増 【職員課】 334
1 報酬	3,293	1 市民交流プラザ運営事業費増 【職員課】 4,318
3 職員手当等	944	
4 共済費	81	
2 給料	11,216	1 職員給与費増 【職員課】 23,923
3 職員手当等	11,238	
4 共済費	1,469	
1 報酬	1,904	1 市民税課税事務費増 【職員課】 683
3 職員手当等	425	2 市税徵収事務費増 【職員課】 1,683
4 共済費	37	
1 報酬	487	1 職員給与費増 【職員課】 4,582
2 給料	3,648	2 戸籍住民基本台帳等事務費増 【職員課】 530
3 職員手当等	14,075	(1) 戸籍住民基本台帳等事務費増 530
4 共済費	1,140	

10 総務費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(戸籍住民基本台帳費)					
25 選挙費	170,074	3,273	173,347		
5 選挙管理委員会費	64,702	3,273	67,975	一般財源	3,273
30 統計調査費	36,448	1,073	37,521		
5 統計調査総務費	25,025	971	25,996	一般財源	971
10 統計調査費	11,423	102	11,525	一般財源	102
35 監査委員費	64,624	1,080	65,704		
5 監査委員費	64,624	1,080	65,704	一般財源	1,080
15 民生費	42,397,142	719,777	43,116,919		
5 社会福祉費	20,155,652	64,219	20,219,871		
5 社会福祉総務費	8,693,029	52,416	8,745,445	一般財源	52,416

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 中長期在留者住居地等事務費増 【職員課】 203
		4 社会保障・税番号制度事務費増 【職員課】 14,035
2 給料	530	1 職員給与費増 【職員課】 3,273
3 職員手当等	2,640	
4 共済費	103	
2 給料	485	1 職員給与費増 【職員課】 971
3 職員手当等	420	
4 共済費	66	
1 報酬	65	1 委託統計調査費増 【職員課】 102
3 職員手当等	37	
2 給料	441	1 職員給与費増 【職員課】 1,080
3 職員手当等	546	
4 共済費	93	
1 報酬	889	1 職員給与費増 【職員課】 33,436
2 給料	11,375	2 介護保険事業特別会計繰出金増 【介護福祉課】 9,131
3 職員手当等	20,604	
4 共済費	1,678	3 国民健康保険事業特別会計繰出金増 【国保年金課】 8,739
28 繰出金	17,870	

10 総務費 15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(社会福祉総務費)					
15 老人福祉費	589,333	308	589,641	一般財源	308
28 障害者福祉費	7,503,693	5,200	7,508,893	一般財源	5,200
35 国民年金費	59,971	1,768	61,739	一般財源	1,768
45 高齢者生きがい対策費	378,891	240	379,131	一般財源	240

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		4 均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付 金 【職員課】 513 (1) 均等割のみ課税世帯に対する緊急支援給付金給付 事務費 513
		5 子育て世帯緊急支援給付金 【職員課】 290 (1) 子育て世帯緊急支援給付金給付事務費 290
		6 定額減税調整給付金増 【職員課】 307 (1) 定額減税調整給付金給付事務費増 307
1 報酬	224	1 高齢福祉事務経費増 【職員課】 308
3 職員手当等	77	
4 共済費	7	
1 報酬	1,217	1 療育支援事業費増 【職員課】 4,695 (1) 療育相談センター運営事業費増 4,147 (2) 地域支援事業費増 548
2 給料	1,743	
3 職員手当等	2,065	2 障害者地域生活支援事業費増 【職員課】 181 (1) 障害者意思疎通支援事業費増 181
4 共済費	175	3 障害者施策事務経費増 【職員課】 324
1 報酬	1,278	1 国民年金事業費増 【職員課】 1,768
3 職員手当等	451	
4 共済費	39	
1 報酬	175	1 高齢者外出支援事業費増 【職員課】 240 (1) 高齢者外出支援事業費増 240
3 職員手当等	59	
4 共済費	6	

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
60 保健福祉センター費	186,724	608	187,332	一般財源	608
65 後期高齢者医療費	2,671,036	3,679	2,674,715	一般財源	3,679
10 児童福祉費	15,873,932	373,368	16,247,300		
5 児童福祉総務費	4,104,225	308,313	4,412,538	県支出金	3,256
				一般財源	305,057

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	444	1 保健福祉センター運営事業費増 【職員課】 608
3 職員手当等	151	
4 共済費	13	
28 繰出金	3,679	1 後期高齢者医療事業費増 【国保年金課】 3,679 (1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 増 3,679
1 報酬	5,064	1 職員給与費増 【職員課】 42,614
2 給料	17,252	
3 職員手当等	25,493	2 子ども医療費助成事業費増 【子育て給付 ほか】 200,657
4 共済費	6,126	3 子育て支援事業費増 【職員課】 8,849 (1) 子育て支援センター運営事業費増 6,402 (2) ファミリー・サポート・センター事業費 増 706 (3) ほっとタイムサポーター事業費増 904 (4) こんにちは赤ちゃん訪問事業費増 837
20 扶助費	200,000	4 放課後児童対策事業費増 【職員課】 712 (1) 放課後児童クラブ運営事業費増 712
23 償還金、利子及び割引料	54,378	5 子育て支援推進事務費増 【職員課】 498
		6 子ども・子育て支援交付金過年度返還金 【こども育成課】 18,245
		7 子どものための教育・保育給付過年度返還 金 【こども育成課】 33,023 (1) 子どものための教育・保育給付交付金過年度返還 金 23,901 (2) 子どものための教育・保育給付費県費過年度返還 金 9,122
		8 子育てのための施設等利用給付交付金過年 度返還金 【こども育成課】 3,110

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(児童福祉総務費)					
10 児童措置費	8,845,995	84,497	8,930,492	国庫支出金	52,815
				県支出金	7,320
				一般財源	24,362
15 母子等福祉費	1,199,058	512	1,199,570	一般財源	512
20 保育所費	1,219,023	26,084	1,192,939	一般財源	26,084
30 児童館費	266,950	5,080	272,030	一般財源	5,080
65 青少年施設費	198,973	1,050	200,023	一般財源	1,050
15 生活保護費	6,367,300	282,190	6,649,490		
5 生活保護総務費	415,280	26,190	441,470	一般財源	26,190

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(1) 子育てのための施設等利用給付交付金過年度返還金 1,776 (2) 子育てのための施設等利用給付県費負担金過年度返還金 1,334
		9 児童福祉総務事務経費増 【職員課】 605
2 給料	231	1 保育内容充実事業費増 【保育課】 84,000
3 職員手当等	245	(1) 入所児童保育委託費増 41,500 (2) 子ども・子育て支援制度地域型保育給付費 増 42,500
4 共済費	21	
13 委託料	41,500	2 児童手当支給事業費増 【職員課】 497
19 負担金、補助及び交付金	42,500	(1) 児童手当事務経費増 497
2 給料	231	1 母子等福祉事務経費増 【職員課】 512
3 職員手当等	260	
4 共済費	21	
1 報酬	12,148	1 職員給与費減 【職員課】 51,833
2 給料	16,462	2 保育士等事務経費増 【職員課】 25,749
3 職員手当等	15,801	
4 共済費	5,969	
11 需用費	5,080	1 児童館維持補修事業費増 【青少年課】 5,080
1 報酬	913	1 子ども科学館運営事業費増 【職員課】 1,050
3 職員手当等	125	
4 共済費	12	
1 報酬	403	1 職員給与費増 【職員課】 25,680
2 給料	14,380	

15 民生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(生活保護総務費)					
10 扶助費	5,952,020	256,000	6,208,020	国庫支出金	192,000
				県支出金	6,400
				一般財源	57,600
20 衛生費	11,781,715	121,333	11,903,048		
5 保健衛生費	6,312,949	118,732	6,431,681		
				一般財源	10,824
10 予防費	1,596,374	109,349	1,705,723	一般財源	109,349
15 環境衛生費	1,202,371	4,924	1,207,295	一般財源	4,924

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	10,606	2 生活保護適正実施安定運営事業費増 【職員課】 510
4 共済費	801	
20 扶助費	256,000	1 生活保護費支給事業費増 【生活福祉課】 256,000
1 報酬	1,006	1 職員給与費減 【職員課】 12,188
2 給料	6,729	2 健康づくり事業費増 【職員課】 19
3 職員手当等	5,787	(1) 食生活改善推進事業費増 19
4 共済費	686	3 健康増進事業費増 【職員課】 1,345 (1) がん検診事業費増 318 (2) 健康増進事業費増 544 (3) 自殺予防対策事業費増 483
1 報酬	5,766	1 母子保健衛生事業費増 【職員課】 8,067
2 給料	697	(1) 母子保健衛生事業費増 3,504 (2) 母子支援事業費増 3,448 (3) 出産・子育て応援事業費増 1,115
3 職員手当等	2,134	2 予防接種事業費増 【こども家庭 ほか】 100,856 (1) 母子保健予防接種事業費増 100,856
4 共済費	188	3 未病施策事業費増 【職員課】 426
13 委託料	100,564	
1 報酬	370	1 まち美化推進事業費増 【職員課】 347
3 職員手当等	69	(1) まち美化推進事業費増 347
4 共済費	9	2 動物愛護管理推進事業費増 【職員課】 101
13 委託料	4,476	(1) 動物愛護管理推進事業費増 101

15 民生費 20 衛生費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(環境衛生費)					
20 斎場費	231,553	15,283	246,836	一般財源	15,283
10 清掃費	5,468,766	2,601	5,471,367		
5 清掃総務費	2,828,156	6,011	2,822,145	一般財源	6,011
10 廃棄物処理費	2,438,908	8,612	2,447,520	一般財源	8,612
25 労働費	308,069	314	308,383		
5 労働諸費	308,069	314	308,383		
5 労働諸費	308,069	314	308,383	一般財源	314
30 農林水産業費	962,737	6,117	968,854		
5 農業費	874,688	6,117	880,805		
5 農業委員会費	97,353	268	97,085	一般財源	268

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		3 次世代自動車充電インフラ管理事業費増 【環境政策課】 4,476
2 給料	879	1 職員給与費増 【職員課】 1,747
3 職員手当等	1,704	2 斎場維持管理事業費増 【市民課 ほか】 9,610
4 共済費	84	3 斎場運営事業費増 【職員課】 516
11 需用費	12,616	4 斎場 L E D 化推進事業費 【市民課】 3,410
2 給料	3,102	1 職員給与費減 【職員課】 6,011
3 職員手当等	3,168	
4 共済費	259	
1 報酬	500	1 職員給与費減 【職員課】 7,789
2 給料	5,052	2 環境センター維持管理事業費増 【職員課】 336
3 職員手当等	1,344	3 ごみ収集管理事業費増 【職員課】 16,065
4 共済費	1,716	
2 給料	116	1 職員給与費増 【職員課】 314
3 職員手当等	169	
4 共済費	29	
2 給料	244	

20衛生費 25労働費 30農林水産業費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(農業委員会費)					
10 農業総務費	256,323	6,385	262,708	その他	7,500
				一般財源	1,115
35 商工費	3,463,392	1,657	3,465,049		
5 商工費	3,463,392	1,657	3,465,049		
5 商工総務費	204,455	1,038	205,493	一般財源	1,038
10 商工振興費	3,019,026	295	3,019,321	一般財源	295
15 観光費	212,021	14	212,035	一般財源	14
20 消費者保護対策費	27,890	310	28,200	一般財源	310
40 土木費	15,840,683	24,931	15,865,614		
5 土木管理費	1,192,752	683	1,193,435		
5 土木総務費	1,175,623	683	1,176,306	一般財源	683

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	652	1 職員給与費減 【職員課】 268
4 共済費	140	
2 給料	1,713	1 職員給与費減 【職員課】 1,115
3 職員手当等	319	2 農業次世代人材投資資金過年度返還金 【農業政策課】 7,500
4 共済費	279	
23 償還金、利子及び割引料	7,500	
2 給料	3,206	1 職員給与費増 【職員課】 1,038
3 職員手当等	3,765	
4 共済費	479	
1 報酬	213	1 アミューあつぎ運営管理事業費増 【職員課】 295
3 職員手当等	75	(1) アミューあつぎ運営事業費増 295
4 共済費	7	
1 報酬	14	1 観光プロモーション事業費増 【職員課】 14 (1) マスコットキャラクター事業費増 14
1 報酬	223	1 消費者行政推進事業費増 【職員課】 310
3 職員手当等	80	
4 共済費	7	
1 報酬	115	1 職員給与費増 【職員課】 528
2 給料	3,150	2 土木総務事務経費増 【職員課】 155
3 職員手当等	3,280	

30 農林水産業費 35 商工費 40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(土木総務費)					
10 道路橋りょう費	3,676,519	8,338	3,684,857		
5 道路橋りょう総務費	565,686	8,338	574,024	一般財源	8,338
15 河川費	272,598	24,564	248,034		
5 河川総務費	141,072	24,564	116,508	一般財源	24,564
20 都市計画費	10,383,787	24,451	10,408,238		
5 都市計画総務費	2,156,087	4,284	2,151,803	一般財源	4,284
25 公園緑地費	1,141,581	28,541	1,170,122	一般財源	28,541
35 建築指導費	30,703	194	30,897	一般財源	194
25 住宅費	315,027	16,023	331,050		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	698	
2 給料	4,858	1 職員給与費増 【職員課】 8,338
3 職員手当等	2,669	
4 共済費	811	
2 給料	9,351	1 職員給与費減 【職員課】 24,564
3 職員手当等	11,435	
4 共済費	3,778	
1 報酬	234	1 職員給与費減 【職員課】 6,492
2 給料	2,724	2 公共下水道事業会計負担金増 【河川下水道総務】 1,904
3 職員手当等	2,365	3 屋外広告物事業費増 【職員課】 304
4 共済費	1,333	
19 負担金、補助及び交付金	1,904	
1 報酬	240	1 公園緑地維持管理事業費増 【公園緑地課 ほか】 28,541
2 給料	600	
3 職員手当等	644	
4 共済費	57	
13 委託料	27,000	
1 報酬	140	1 建築指導事務経費増 【職員課】 194
3 職員手当等	49	
4 共済費	5	

40 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 住宅管理費	315,027	16,023	331,050	一般財源	16,023
45 消防費	3,429,416	160,286	3,589,702		
5 消防費	3,429,416	160,286	3,589,702		
5 常備消防費	2,713,208	157,047	2,870,255	一般財源	157,047
25 災害対策費	292,734	3,239	295,973	一般財源	3,239
50 教育費	9,423,309	193,505	9,616,814		
5 教育総務費	2,507,645	70,597	2,578,242		
10 事務局費	1,722,343	67,893	1,790,236	そ の 他	4,000
				一般財源	63,893
15 教育指導費	641,186	2,704	643,890	一般財源	2,704

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	2,695	1 職員給与費増 【職員課】 6,537
3 職員手当等	4,169	2 市営住宅維持管理事業費増 【職員課】 486
4 共済費	159	3 空き家等対策推進事業費増 【住宅課】 9,000 (1) 空き家等対策推進事業費補助金増 9,000
19 負担金、補助及び交付金	9,000	
1 報酬	225	1 職員給与費増 【職員課】 156,734
2 給料	66,892	2 防火意識啓発事業費増 【職員課】 313 (1) 火災予防啓発事業費増 313
3 職員手当等	82,376	
4 共済費	7,554	
1 報酬	177	1 災害対策事業費増 【職員課】 239 (1) 災害対策事業費増 239
3 職員手当等	56	2 急傾斜地安全対策事業費増 【危機管理課】 3,000 (1) 急傾斜地安全対策工事補助金増 3,000
4 共済費	6	
19 負担金、補助及び交付金	3,000	
1 報酬	315	1 職員給与費増 【職員課】 50,331 (1) 常勤特別職増 100 (2) 一般職増 50,231
2 給料	26,726	2 事務局運営費増 【職員課】 13,562
3 職員手当等	29,301	3 学校施設整備基金積立金増 【教育総務課】 4,000
4 共済費	7,551	
25 積立金	4,000	
1 報酬	1,226	

40 土木費 45 消防費 50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(教育指導費)					
10 小学校費	2,645,565	92,532	2,738,097		
5 学校管理費	1,111,626	75,667	1,187,293	一般財源	75,667
10 学校保健給食費	1,091,504	16,865	1,108,369	一般財源	16,865
15 中学校費	1,173,234	28,196	1,201,430		
5 学校管理費	447,501	19,677	467,178	一般財源	19,677

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,461	1 特別支援教育推進事業費増 【職員課】 2,013
4 共済費	17	(1) 特別支援教育推進事業費増 2,013 2 教職員人事経費増 【職員課】 219 3 教育指導事務経費増 【職員課】 195 4 学務事業費増 【職員課】 277
2 給料	40	
3 職員手当等	22	1 職員給与費増 【職員課】 65
4 共済費	3	2 小学校維持管理事業費増 【学校施設課】 21,670
11 需用費	32,500	3 小学校維持補修事業費増 【学校施設課】 32,500
12 役務費	3,518	4 校舎等整備事業費（小学校）増 【学校施設課】 21,432
13 委託料	21,670	(1) 依知南小学校施設整備事業費増 21,432
14 使用料及び賃借料	17,914	
1 報酬	118	1 職員給与費減 【職員課】 16,364
2 給料	9,399	2 小学校学校給食事業費増 【学校給食課 ほか】 33,229
3 職員手当等	5,012	(1) 単独調理場維持補修事業費増 30,673
4 共済費	485	(2) 単独調理場運営事業費増 2,389
11 需用費	30,673	(3) 小学校給食調理経費増 167
2 給料	131	1 職員給与費増 【職員課】 277
3 職員手当等	125	2 中学校維持補修事業費増 【学校施設課】 19,400
4 共済費	21	

50 教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区分	金額
(学校管理費)					
20 学校給食センター費	504,424	8,519	512,943	一般財源	8,519
20 社会教育費	2,256,702	2,694	2,259,396		
5 社会教育総務費	312,799	4,552	308,247	一般財源	4,552
20 公民館費	1,362,271	5,012	1,367,283	一般財源	5,012
25 図書館費	312,999	989	313,988	一般財源	989
60 文化財保護費	130,128	1,245	131,373	一般財源	1,245
25 保健体育費	840,163	514	839,649		
5 保健体育総務費	245,180	3,076	242,104	一般財源	3,076
10 体育施設費	594,983	2,562	597,545	一般財源	2,562

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 需用費	19,400	
11 需用費	8,519	1 北部学校給食センター費増 【学校給食課】 8,519 (1) 北部学校給食センター維持管理事業費 増 8,519
2 給料	646	
3 職員手当等	4,327	
4 共済費	421	
2 給料	714	1 職員給与費減 【職員課】 4,552
3 職員手当等	1,127	
4 共済費	582	2 公民館維持補修事業費増 【市民協働推進課】 6,271
11 需用費	6,271	
1 報酬	581	1 中央図書館運営事業費増 【職員課】 989
2 給料	214	(1) 中央図書館運営事業費増 989
3 職員手当等	181	
4 共済費	13	
2 給料	461	1 埋蔵文化財事業費増 【職員課】 253
3 職員手当等	730	
4 共済費	54	2 あつぎ郷土博物館事業費増 【職員課】 992 (1) あつぎ郷土博物館運営事業費増 992
2 給料	2,134	
3 職員手当等	1,203	
4 共済費	261	
2 給料	1,368	

50 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(体育施設費)					
歳 出 合 計	109,080,775	1,504,518	110,585,293		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,116	1 体育施設維持管理事業費増 【職員課】 1,518
4 共済費	78	2 玉川野球場維持管理事業費増 【職員課】 1,044

50 教育費

補 正 予 算 給

1 特別職

区 分	職員数	給 与		
		報 酉	給 料	期末手当 (年間支給率)
補正後	長 等	人 4	千円 38,688	18,514 千円 (4.35月分)
	議 員	28	153,701	66,858 (4.35月分)
	そ の 他	2,720	221,839	
	計	2,752	375,540	38,688 85,372
補正前	長 等	4	38,688	18,087 (4.25月分)
	議 員	28	153,701	65,321 (4.25月分)
	そ の 他	2,720	221,839	
	計	2,752	375,540	38,688 83,408
比 較	長 等	0	0	427
	議 員	0	0	1,537
	そ の 他	0	0	
	計	0	0	0 1,964

2 一般職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与		
		報 酉	給 料	職員手当等
補 正 後	(1,728) 人 1,560	千円 1,609,163	千円 6,468,253	千円 6,632,790
補 正 前	(1,728) 1,560	1,552,334	6,252,976	6,395,815
比 較	(0) 0	56,829	215,277	236,975

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	200,000	135,790	1,137,022	180,000	17,000
	補 正 前	200,000	135,790	1,102,554	180,000	17,000
	比 較	0	0	34,468	0	0

与 費 明 細 書

費			共 濟 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 4,487	千円 65,559	千円 9,546	千円 75,105	
		220,559	47,690	268,249	
		221,839		221,839	
3,870	4,487	507,957	57,236	565,193	
3,870	4,487	65,132	9,521	74,653	
		219,022	47,690	266,712	
		221,839		221,839	
3,870	4,487	505,993	57,211	563,204	
0	0	427	25	452	
		1,537	0	1,537	
		0		0	
0	0	1,964	25	1,989	

費	共 濟 費	合 計	備 考
計			
千円 14,710,206	千円 2,643,094	千円 17,353,300	
14,201,125	2,613,224	16,814,349	
509,081	29,870	538,951	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 453,991	千円 265,000	千円 3,646,459	千円 492,628	千円 104,900
429,126	265,000	3,468,817	492,628	104,900
24,865	0	177,642	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(113)人 1,437	千円	千円 6,041,603	千円 6,034,156
補正前	(113) 1,437		5,866,142	5,848,536
比較	(0) 0		175,461	185,620

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	200,000	115,000	1,070,589	180,000	17,000
	補正前	200,000	115,000	1,042,503	180,000	17,000
	比較	0	0	28,086	0	0

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,615)人 123	千円 1,609,163	千円 426,650	千円 598,634
補正前	(1,615) 123	1,552,334	386,834	547,279
比較	(0) 0	56,829	39,816	51,355

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		20,790	66,433		
	補正前		20,790	60,051		
	比較		0	6,382		

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 12,075,759	千円 2,374,719	千円 14,450,478	
11,714,678	2,348,830	14,063,508	
361,081	25,889	386,970	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 427,350	千円 265,000	千円 3,172,217	千円 483,000	千円 104,000
403,574	265,000	3,038,459	483,000	104,000
23,776	0	133,758	0	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 2,634,447	千円 268,375	千円 2,902,822	
2,486,447	264,394	2,750,841	
148,000	3,981	151,981	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期末勤勉手当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 26,641	千円 474,242	千円 9,628	千円 900	
25,552		430,358	9,628	900
1,089		43,884	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	千円 215,277	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	千円 215,277
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	
		そ の 他 の 增 減 分	
職 員 手 当 等	236,975	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	236,975
		そ の 他 の 增 減 分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	円 447,126
補 正 前	434,904

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	
補 正 前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 3.09%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

継続費についての令和4年度末までの
令和6年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計				
			年 度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	国 県 支 出 金
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称) 未来館整備事業	令和5年度		5,255	2,627	2,500
			令和6年度		159,928	45,122	109,900
			令和7年度		41,181	20,590	20,300
			令和8年度	補正前	399,095	41,181	337,600
				補正額	54,619	27,309	27,100
				補正後	453,714	68,490	364,700
			令和9年度	補正前	590,934		554,000
				補正額	4,102		3,800
				補正後	595,036		557,800
			計	補正前	1,196,393	109,520	1,024,300
				補正額	58,721	27,309	30,900
				補正後	1,255,114	136,829	1,055,200
50 教育費	10 小学校	依知南小学校施設整備事業	令和6年度		0		
			令和7年度		531,965		498,600
			令和8年度		559,483		521,400
			令和9年度		2,418,873		2,116,700
			令和10年度		64,322		41,400
			計		3,574,643		3,178,100

支出額、令和5年度末までの支出額及び
業の進行状況等に関する調書（補正）

(単位：千円・%)

画 源 内 訳		令和4年度末 までの支出額	令和5年度末 までの支出額	令和6年度 支出予定額	令和6年度末ま での支出予定額	令和7年度以 降支出予定額	継続費の総 額に対する 進 捗 率
源	その他の財源						
	128		5,255		5,255		0.4
	4,906			159,928	159,928		12.7
	291					41,181	3.3
	20,314					399,095	
	210					54,619	36.2
	20,524					453,714	
	36,934					590,934	
	302					4,102	47.4
	37,236					595,036	
	62,573	5,255	159,928	165,183	1,031,210		
	512					58,721	100.0
	63,085	5,255	159,928	165,183	1,089,931		
							0.0
	33,365					531,965	14.9
	38,083					559,483	15.6
	302,173					2,418,873	67.7
	22,922					64,322	1.8
	396,543					3,574,643	100.0

債務負担行為で令和7年度以降に
までの支出額及び令和6年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
ガバメントクラウド利用料	199,040千円に為替変動による 増減額を加算した額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	1,861
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	40,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	40,000
市道本厚木松枝線舗装補修工事経費	40,000
市道本厚木停車場旭町線舗装補修工事経費	30,000
市道本厚木岡田線舗装補修工事経費	26,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
河川維持補修工事経費	10,000
荻野運動公園指定管理料	1,541,868
小学校指導者用デジタル教科書利用料	3,947
小学校給食調理等業務委託経費	265,571
第2期G I G Aスクール端末調達経費	1,008,370

2 廃 止

事 項	補 正
	期 間
単独調理場校給食配膳業務委託経費（令和6年度分）	令和7年度～ 令和9年度

わたるものについての令和5年度末
の支出予定額等に関する調書（補正）

(単位：千円)

令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和7年度	199,040千円に為替変動による増減額を加算した額	一般財源等
		令和7年度	1,861	一般財源等
		令和7年度	15,000	一般財源等
		令和7年度	40,000	一般財源等
		令和7年度	40,000	一般財源等
		令和7年度	40,000	一般財源等
		令和7年度	30,000	一般財源等
		令和7年度	26,000	一般財源等
		令和7年度	20,000	一般財源等
		令和7年度	10,000	一般財源等
		令和7年度～令和11年度	1,541,868	一般財源等
		令和7年度	3,947	一般財源等
		令和7年度～令和9年度	265,571	一般財源等
		令和7年度～令和8年度	1,008,370	一般財源等

(単位：千円)

前	補 正	後
金 額	期 間	金 額
47,145	—	—

令和6年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和6年度
厚木市一般会計補正予算

参考資料

【歳出予算事項別明細書（ほか一覧）関係】

議案 第86号 関連

〔一般会計〕歳出

(単位：千円)

款項目	説明欄				
15 民生費					
10 児童福祉費					
5 児童福祉総務費	[29%増]	【金額】			
	子ども医療費助成事業費増	200,657			
	子育て給付課	200,000			
	職員課	657			
20 衛生費					
5 保健衛生費					
10 予防費	[33%増]	【金額】			
	予防接種事業費増	100,856			
	母子保健予防接種事業費増	こども家庭センター	100,564		
	職員課	292			
20 斎場費	[35%増]	【金額】			
	斎場維持管理事業費増	9,610			
	市民課	9,206			
	職員課	404			
40 土木費					
20 都市計画費					
25 公園緑地費	[39%増]	【金額】			
	公園緑地維持管理事業費増	28,541			
	公園緑地課	27,000			
	職員課	1,541			
50 教育費					
10 小学校費					
10 学校保健給食費	[43%増]	【金額】			
	小学校学校給食事業費増	33,229			
	単独調理場維持補修事業費増	学校給食課	30,673		
	単独調理場運営事業費増	職員課	2,389		
	小学校給食調理経費増	職員課	167		

(議案第 8 7 号)

令和 6 年厚木市議会第 7 回会議（12月定例会議）

令和 6 年度
厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第 1 号）

議案第87号

令和6年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,210,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		735,124	3,679	738,803
	5 一般会計繰入金	735,124	3,679	738,803
歳入合計		4,207,000	3,679	4,210,679

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		88,092	3,333	91,425
	5 総務管理費	70,506	3,333	73,839
20 保健事業費		164,696	346	165,042
	5 保健事業費	164,696	346	165,042
歳出合計		4,207,000	3,679	4,210,679

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	令和 7 年度	233

令和6年度
厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	3,460,737
8 財産収入	84
10 繰入金	735,124
15 繰越金	3,500
20 諸収入	7,555
歳 入 合 計	4,207,000

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	88,092	3,333	91,425
10 後期高齢者医療広域連合納付金	3,943,562		3,943,562
15 諸支出金	7,150		7,150
20 保健事業費	164,696	346	165,042
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	4,207,000	3,679	4,210,679

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	3 , 4 6 0 , 7 3 7	8 2 . 2
	8 4	0 . 0
3 , 6 7 9	7 3 8 , 8 0 3	1 7 . 5
	3 , 5 0 0	0 . 1
	7 , 5 5 5	0 . 2
3 , 6 7 9	4 , 2 1 0 , 6 7 9	1 0 0 . 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率
特 定 財 源				
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他	一般財源
				3,333 2.2
				93.6
				0.2
			346	3.9
				0.1
			346	3,333 100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	735,124	3,679	738,803
5 一般会計繰入金	735,124	3,679	738,803
5 事務費繰入金	87,931	3,333	91,264
15 健康診査等事業費繰入金	164,678	346	165,024
歳 入 合 計	4,207,000	3,679	4,210,679

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	88,092	3,333	91,425		
5 総務管理費	70,506	3,333	73,839		
5 一般管理費	70,506	3,333	73,839	一般財源	3,333
20 保健事業費	164,696	346	165,042		
5 保健事業費	164,696	346	165,042		
5 健康診査等事業費	164,696	346	165,042	そ の 他	346
歳 出 合 計	4,207,000	3,679	4,210,679		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 事務費繰入金	3,333	1 事務費繰入金増 【国保年金課】 3,333
5 健康診査等事業費 繰入金	346	1 健康診査事業費繰入金増 【国保年金課】 346

10 繰入金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,031	1 職員給与費増 【職員課】 1,908
2 給料	992	2 一般事務費増 【国保年金課】 1,425
3 職員手当等	1,157	
4 共済費	153	
1 報酬	247	1 健康診査事業費増 【国保年金課】 346
3 職員手当等	91	
4 共済費	8	

5 総務費 20 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(6)人 6	千円 12,135	千円 26,663	千円 24,339
補正前	(6) 6	千円 10,857	千円 25,671	千円 23,091
比較	(0) 0	千円 1,278	千円 992	千円 1,248

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	420	725	4,310	1,030	1,338
	補正前	420	725	4,151	1,030	1,335
	比較	0	0	159	0	3

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 6	千円	千円 26,663	千円 20,462
補正前	6		千円 25,671	千円 19,668
比較	0		千円 992	千円 794

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	420	725	4,310	1,030	1,338
	補正前	420	725	4,151	1,030	1,335
	比較	0	0	159	0	3

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 (6)	千円 12,135	千円	千円 3,877
補正前	(6)	千円 10,857		千円 3,423
比較	(0)	千円 1,278		千円 454

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後					
	補正前					
	比較					

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 63, 137	千円 12, 236	千円 75, 373	
59, 619	12, 075	71, 694	
3, 518	161	3, 679	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 0	千円 16, 156	千円 360
0	15, 070	360
0	1, 086	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 47, 125	千円 9, 655	千円 56, 780	
45, 339	9, 533	54, 872	
1, 786	122	1, 908	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 0	千円 12, 279	千円 360
0	11, 647	360
0	632	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 16, 012	千円 2, 581	千円 18, 593	
14, 280	2, 542	16, 822	
1, 732	39	1, 771	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 877	千円 3, 423	千円 454

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給料	992	給与改定に伴う増減分	千円 992
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	1,248	制度改正に伴う増減分	1,248
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	円 478,972
補正前	462,944

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.25	2.35	4.6	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.35	4.6	有	

説明	備考
給料改定率 3.09%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

債務負担行為で令和7年度以降にわたる
及び令和6年度以降の支出予定額等に関

1 追 加

事 項	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	233

ものについての令和5年度末までの支出額
する調書（補正）

(単位：千円)

令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和7年度	233	一般財源

(議案第 88 号)

令和 6 年厚木市議会第 7 回会議（12 月定例会議）

令和 6 年度
厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）

議案第88号

令和6年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,739千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,562,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		2,231,803	8,739	2,240,542
	5 他会計繰入金	1,984,151	8,739	1,992,890
歳入合計		21,554,170	8,739	21,562,909

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		387,560	6,293	393,853
	5 総務管理費	344,245	6,045	350,290
	10 徴収費	42,871	248	43,119
27 保健事業費		228,387	2,446	230,833
	3 特定健康診査等事業費	137,899	1,136	139,035
	5 保健事業費	90,488	1,310	91,798
歳出合計		21,554,170	8,739	21,562,909

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位 : 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	令和 7 年度	1,567

令和 6 年度
厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 2 号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,590,471
25 塚支出金	14,537,238
35 財産収入	666
40 繰入金	2,231,803
45 繰越金	100,000
50 諸収入	93,992
歳 入 合 計	21,554,170

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	387,560	6,293	393,853
10 保険給付費	14,218,130		14,218,130
22 国民健康保険事業費納付金	6,448,478		6,448,478
27 保健事業費	228,387	2,446	230,833
30 基金積立金	242,160		242,160
40 諸支出金	19,455		19,455
45 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	21,554,170	8,739	21,562,909

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 590, 471	21.3
	14, 537, 238	67.4
	666	0.0
8, 739	2, 240, 542	10.4
	100, 000	0.5
	93, 992	0.4
8, 739	21, 562, 909	100.0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率	
特 定 財 源 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				6,293	1.8
					65.9
					29.9
				2,446	1.1
					1.1
					0.1
					0.1
				8,739	100.0

2 歳 入

款項項目	補正前の額	補正額	計
40 繰入金	2,231,803	8,739	2,240,542
5 他会計繰入金	1,984,151	8,739	1,992,890
5一般会計繰入金	1,984,151	8,739	1,992,890
歳入合計	21,554,170	8,739	21,562,909

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10職員給与費等繰入 金	6,497	1 職員給与費等繰入金増 【国保年金課】 6,497
20その他一般会計繰 入金	2,242	1 その他一般会計繰入金増 【国保年金課】 2,242

40 繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	387,560	6,293	393,853		
5 総務管理費	344,245	6,045	350,290		
5 一般管理費	342,463	6,045	348,508	一般財源	6,045
10 徴収費	42,871	248	43,119		
5 賦課徵収費	42,871	248	43,119	一般財源	248
27 保健事業費	228,387	2,446	230,833		
3 特定健康診査等事業費	137,899	1,136	139,035		
5 特定健康診査等事業費	137,899	1,136	139,035	一般財源	1,136
5 保健事業費	90,488	1,310	91,798		
5 保健衛生普及費	90,488	1,310	91,798	一般財源	1,310
歳 出 合 計	21,554,170	8,739	21,562,909		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	323	1 職員給与費増 【職員課】 5,679
2 給料	2,624	2 納付事務費増 【国保年金課】 366
3 職員手当等	2,704	
4 共済費	394	
1 報酬	178	1 徴収事務費増 【国保年金課】 248
3 職員手当等	64	
4 共済費	6	
1 報酬	292	1 職員給与費増 【職員課】 204
2 給料	319	2 特定保健指導事業費増 【国保年金課】 932
3 職員手当等	479	
4 共済費	46	
1 報酬	947	1 データヘルス計画推進事業費増 【国保年金課】 1,310
3 職員手当等	335	
4 共済費	28	

5 総務費 27 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(9) 25	千円 19,904	千円 96,609	千円 79,371
補正前	(9) 25	千円 18,164	千円 93,666	千円 75,789
比較	(0) 0	千円 1,740	千円 2,943	千円 3,582

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	千円 1,597	千円 1,962	千円 15,859	千円 2,002	千円 5,919	千円 5,919
補正前	千円 1,597	千円 1,962	千円 15,387	千円 2,002	千円 5,666	千円 5,666
比較	0	0	472	0	0	253

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	人 24	千円	千円 93,875	千円 71,987
補正前	24		千円 91,170	千円 69,214
比較	0		千円 2,705	千円 2,773

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	千円 1,597	千円 1,788	千円 15,420	千円 2,002	千円 5,883	千円 5,883
補正前	千円 1,597	千円 1,788	千円 14,987	千円 2,002	千円 5,630	千円 5,630
比較	0	0	433	0	0	253

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(9) 1	千円 19,904	千円 2,734	千円 7,384
補正前	(9) 1	千円 18,164	千円 2,496	千円 6,575
比較	(0) 0	千円 1,740	千円 238	千円 809

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	千円 174	千円 439	千円 36			
補正前		千円 174	千円 400	千円 36		
比較		0	千円 39			0

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 195, 884	千円 38, 584	千円 234, 468	
187, 619	38, 110	225, 729	
8, 265	474	8, 739	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 900	千円 50, 412	千円 720
900	47, 555	720
0	2, 857	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 165, 862	千円 34, 021	千円 199, 883	
160, 384	33, 616	194, 000	
5, 478	405	5, 883	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 900	千円 43, 677	千円 720
900	41, 590	720
0	2, 087	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 30, 022	千円 4, 563	千円 34, 585	
27, 235	4, 494	31, 729	
2, 787	69	2, 856	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 6, 735	千円 5, 965	千円 770

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	2,943	千円 給与改定に伴う増減分	千円 2,943
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	3,582	制度改正に伴う増減分	3,582
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	円 421,753
補正前	409,979

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.25	2.35	4.6	有	
補正前	2.25	2.25	4.5	有	
国の制度	2.25	2.35	4.6	有	

説明	備考
給料改定率 3.09%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

債務負担行為で令和7年度以降にわたる
及び令和6年度以降の支出予定額等に関

1 追 加

事 項	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	1,567

ものについての令和5年度末までの支出額
する調書（補正）

(単位：千円)

令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和 7 年度	1,567	一般財源

(議案第 8・9 号)

令和 6 年厚木市議会第 7 回会議（12 月定例会議）

令和 6 年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第 1 号）

議案第89号

令和6年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,282,131千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		2,715,944	9,131	2,725,075
	5 一般会計繰入金	2,715,944	9,131	2,725,075
歳入合計		18,273,000	9,131	18,282,131

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		417,167	8,760	425,927
	5 総務管理費	257,140	5,927	263,067
	15 介護認定審査会費	136,211	2,833	139,044
18 地域支援事業費		513,464	371	513,835
	5 介護予防・日常生活支援総合事業費	499,236	371	499,607
歳出合計		18,273,000	9,131	18,282,131

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	令和7年度	541

令和6年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額
5 保険料	4, 906, 343
15 国庫支出金	3, 250, 144
20 支払基金交付金	4, 778, 157
25 県支出金	2, 529, 311
30 財産収入	1, 042
40 繰入金	2, 715, 944
45 繰越金	91, 342
50 諸収入	717
歳 入 合 計	18, 273, 000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費	417,167	8,760	425,927
10 保険給付費	17,196,897		17,196,897
18 地域支援事業費	513,464	371	513,835
25 基金積立金	37,928		37,928
30 諸支出金	97,544		97,544
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	18,273,000	9,131	18,282,131

(単位：千円・%)

補 正 額	計	構 成 率
	4, 906, 343	26. 9
	3, 250, 144	17. 8
	4, 778, 157	26. 1
	2, 529, 311	13. 8
	1, 042	0. 0
9, 131	2, 725, 075	14. 9
	91, 342	0. 5
	717	0. 0
9, 131	18, 282, 131	100. 0

(単位：千円・%)

補 正 額 の 財 源 内 訳				構 成 率	
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				8,760	2.3
					94.1
				371	2.8
					0.2
					0.5
					0.1
				9,131	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	2,715,944	9,131	2,725,075
5 一般会計繰入金	2,715,944	9,131	2,725,075
7 地域支援事業費繰入金	65,143	371	65,514
10 その他一般会計繰入金	326,174	8,760	334,934
歳 入 合 計	18,273,000	9,131	18,282,131

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
5現年度分	371	1 地域支援事業費繰入金増 【地域包括ケア推】 371	
5職員給与費等繰入金	5,927	1 職員給与費等繰入金増 【介護福祉課 ほか】 5,927	
10要介護認定等事務費繰入金	2,833	1 要介護認定等事務費繰入金増 【介護福祉課】 2,833	

40 繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	417,167	8,760	425,927		
5 総務管理費	257,140	5,927	263,067		
5 一般管理費	257,140	5,927	263,067	一般財源	5,927
15 介護認定審査会費	136,211	2,833	139,044		
10 認定調査等費	116,927	2,833	119,760	一般財源	2,833
18 地域支援事業費	513,464	371	513,835		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	499,236	371	499,607		
5 介護予防・日常生活支援総合事業費	499,236	371	499,607	一般財源	371
歳 出 合 計	18,273,000	9,131	18,282,131		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	399	1 職員給与費増 【職員課】 4,898
2 給料	2,526	2 納付事務費増 【介護福祉課】 532
3 職員手当等	2,641	3 介護予防事務経費増 【地域包括ケア推】 497
4 共済費	361	
1 報酬	2,086	1 認定調査経費増 【介護福祉課】 2,833
3 職員手当等	685	
4 共済費	62	
1 報酬	300	1 一般介護予防事業費増 【地域包括ケア推】 371
3 職員手当等	63	
4 共済費	8	

5 総務費 18 地域支援事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総 括

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(15)人 20	30,764 千円	87,074 千円	82,376 千円
補正前	(15) 20	27,979	84,548	78,987
比較	(0) 0	2,785	2,526	3,389

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	2,231	1,680	14,829	2,843	6,593	
補正前	2,231	1,680	14,424	2,843	6,370	
比較	0	0	405	0	223	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1)人 19	千円	84,817 千円	72,074 千円
補正前	(1) 19		82,522	69,799
比較	(0) 0		2,295	2,275

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後	2,231	1,680	14,467	2,843	6,593	
補正前	2,231	1,680	14,099	2,843	6,370	
比較	0	0	368	0	223	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(14)人 1	30,764 千円	2,257 千円	10,302 千円
補正前	(14) 1	27,979	2,026	9,188
比較	(0) 0	2,785	231	1,114

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	通勤手当	地域手当	住居手当	時間外勤務手当
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後			362			
補正前			325			
比較			37			

与 費 明 細 書

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 200, 214	千円 38, 818	千円 239, 032	
191, 514	38, 387	229, 901	
8, 700	431	9, 131	

める職員に比し短い職員であり、外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 365	千円 49, 764	千円 1, 071
3, 365	47, 003	1, 071
0	2, 761	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 156, 891	千円 31, 976	千円 188, 867	
152, 321	31, 648	183, 969	
4, 570	328	4, 898	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 3, 365	千円 39, 824	千円 1, 071
3, 365	38, 140	1, 071
0	1, 684	0

費 計	共 濟 費	合 計	備 考
千円 43, 323	千円 6, 842	千円 50, 165	
39, 193	6, 739	45, 932	
4, 130	103	4, 233	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 9, 940	千円 8, 863	千円 1, 077

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	
給 料	千円 2,526	給与改定に伴う増減分	千円 2,526
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職員手当等	千円 3,389	制度改正に伴う増減分	千円 3,389
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	千円 483,317
補正前	千円 471,292

イ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	
補正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 3.09%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

債務負担行為で令和7年度以降にわたる
及び令和6年度以降の支出予定額等に関

1 追 加

事 項	限 度 額
標準仕様共通納付書ほか印刷製本経費	541

ものについての令和5年度末までの支出額
する調書（補正）

(単位：千円)

令和5年度末までの支出額		令和6年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和7年度	541	一般財源

(議案第90号)

令和6年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和6年度

厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第90号

令和6年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和6年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和6年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	11,975,000千円	265,000千円	12,240,000千円
第1項 医業費用	11,612,368千円	265,000千円	11,877,368千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第9条(1)中「5,925,058千円」を「6,190,058千円」に改める。

令和6年11月29日提出

厚木市長 山口貴裕

令和 6 年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和6年度厚木市病院事業会計

補正予算実施計画

収益的支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			11,975,000	265,000	12,240,000	
	1 医業費用		11,612,368	265,000	11,877,368	
		1 給与費	5,925,058	265,000	6,190,058	給料ほか

令和6年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 133,622
減価償却費	956,914
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 547
賞与引当金の増減額（△は減少）	52,184
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	19,515
退職給付引当金の増減額（△は減少）	78,565
固定資産除却費	10,994
長期前受金戻入額	△ 495,143
その他	16,897
受取利息及び受取配当金	△ 31,925
支払利息	113,114
未収金の増減額（△は増加）	108,949
未払金の増減額（△は減少）	191,726
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,800
小計	889,421
受取利息及び受取配当金	31,925
利息の支払額	△ 113,114
業務活動によるキャッシュ・フロー	808,232

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,217,086
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	△ 14,580
貸付金による支出	△ 15,120
貸付金の回収による収入	361
一般会計からの繰入金による収入	561,516
基金積立による支出	△ 67,496
基金取崩しによる収入	3,982
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 748,422

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	651,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 734,509
他会計借入金の返済による支出	△ 140,141
リース債務返済による支出	△ 176,956
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 400,106

資金増加額（△は減少）	△ 340,296
資金期首残高	3,796,828
資金期末残高	3,456,532

補 正 予 算 給

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (192) 575	千円 254	千円 2,615,492
	補正前	人 11	人 (192) 575	千円 254	千円 2,502,665
	比 較	人 0	人 (0) 0	千円 0	千円 112,827

()内は、短時間勤務職員（再任用）及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殘 勤 务 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	43,243	51,209	386,678	60,565	102,837	393,743
	補正前	43,243	51,209	368,621	60,565	102,837	393,743
	比 較	0	0	18,057	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 11	人 (4) 517	千円 254	千円 1,981,215
	補正前	人 11	人 (4) 517	千円 254	千円 1,896,364
	比 較	人 0	人 (0) 0	千円 0	千円 84,851

()内は、短時間勤務職員（再任用）であり、外書きである。

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殘 勤 务 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	43,243	35,112	329,078	60,565	102,837	372,887
	補正前	43,243	35,112	315,498	60,565	102,837	372,887
	比 較	0	0	13,580	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数		給 与	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料
損益勘定支弁職員	補正後	人 0	人 (188) 58	千円 634,277	千円 634,277
	補正前	人 0	人 (188) 58	千円 606,301	千円 606,301
	比 較	人 0	人 (0) 0	千円 27,976	千円 27,976

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員に比し短い職員

手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	初 任 給 調 整 手 当	特 殘 勤 务 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	16,097	57,600				20,856
	補正前	16,097	53,123				20,856
	比 較	0	4,477				0

与 費 明 細 書

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,725,506	千円 5,341,252	千円 848,806	千円 6,190,058	
2,600,604	5,103,523	821,535	5,925,058	
124,902	237,729	27,271	265,000	

職を占める職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
305,877	90,427	70,665	1,116,948	88,779	14,535
289,652	90,427	70,665	1,026,328	88,779	14,535
16,225	0	0	90,620	0	0

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 2,342,805	千円 4,324,274	千円 712,547	千円 5,036,821	
2,241,406	4,138,024	698,010	4,836,034	
101,399	186,250	14,537	200,787	

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
255,631	29,983	70,665	945,730	82,779	14,295
243,540	29,983	70,665	870,002	82,779	14,295
12,091	0	0	75,728	0	0

費		法定福利費	合 計	備 考
手 当 等	計			
千円 382,701	千円 1,016,978	千円 136,259	千円 1,153,237	
359,198	965,499	123,525	1,089,024	
23,503	51,479	12,734	64,213	

であり、外書きである。

時間外勤務手当	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	退職給付費	児童手当
千円	千円	千円	千円	千円	千円
50,246	60,444		171,218	6,000	240
46,112	60,444		156,326	6,000	240
4,134	0		14,892	0	0

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳
給料	112,827	給与改定に伴う増減分
		昇給に伴う増加分
		その他の増減分
手当等	124,902	制度改正に伴う増減分
		その他の増減分

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補正後	524,827
補正前	507,149

(2) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	
補正前	(1.175) 2.25	(1.175) 2.25	(2.35) 4.5	有	
国の制度	(1.175) 2.25	(1.225) 2.35	(2.40) 4.6	有	

()内は、再任用職員の支給率である。

説明	備考
給料改定率 4.18%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

令和6年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

(単位:千円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2,980,808
ロ 建 物	14,124,218	
減価償却累計額	△ 4,697,378	9,426,840
ハ 構 築 物	1,144,413	
減価償却累計額	△ 142,458	1,001,955
ニ 器 械 備 品	6,002,187	
減価償却累計額	△ 4,685,525	1,316,662
ホ 車 両	12,162	
減価償却累計額	△ 4,629	7,533
ヘ リ 一 ス 資 産	1,051,262	
減価償却累計額	△ 297,088	754,174
有形固定資産合計		15,487,972

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権	1,448	
ロ ソ フ ト ウ エ ア	65,062	
無形固定資産合計		66,510

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金	49,799	
ロ 基 金		
(イ) 退職手当基金	87,163	
(ロ) 病院整備基金	3,448,241	
基 金 合 計		3,535,404
ハ 長 期 前 払 消 費 税		994,456
投資その他の資産合計		4,579,659
固 定 資 產 合 計		20,134,141

2 流 動 資 產

(1) 現 金 預 金

3,456,532

(2) 未 収 金

1,710,356

(3) 貯 藏 品

93,646

(4) 貸 倒 引 当 金

△ 1,442

流 動 資 產 合 計

5,259,092

資 產 合 計

25,393,233

負 債 の 部

(単位:千円)

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債	13,512,653		
(2) 他 会 計 借 入 金	1,763,734		
(3) リ 一 ス 債 務	655,380		
(4) 引 当 金			
イ 修 繕 引 当 金	28,886		
ロ 退 職 給 付 引 当 金	<u>890,707</u>		
引 当 金 合 計		919,593	
固定負債合計			16,851,360
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債	835,857		
(2) 他 会 計 借 入 金	240,188		
(3) リ 一 ス 債 務	177,668		
(4) 未 払 金	951,398		
(5) 前 受 金	2,750		
(6) 預 り 金	13,385		
(7) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	336,526		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>77,342</u>		
引 当 金 合 計		413,868	
流 動 負 債 合 計			2,635,114
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	5,752,469		
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 4,219,284</u>		
繰 延 収 益 合 計		1,533,185	
負 債 合 計			21,019,659

資 本 の 部

(単位:千円)

6 資 本 金			
7 剰 余 金	4,034,683		
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>2,924,458</u>		
資 本 剰 余 金 合 計	2,924,458		
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金	62,000		
ロ 当 年 度 未 处 理 欠 損 金	<u>2,647,567</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		△ 2,585,567	
剩 余 金 合 計			338,891
資 本 合 計			<u>4,373,574</u>
負 債 資 本 合 計			<u>25,393,233</u>

注記（令和6年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 149,620 千円、164,582 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,738,181 千円である。

IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 10,214 千円を支給するため、退職給付引当金 8,826 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 1,388 千円については、退職給付費から支出する。

令和6年度厚木市病院事業
収 益 的

支 出

款 项 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	11,975,000	265,000	12,240,000
1 医業費用	11,612,368	265,000	11,877,368
1 給与費	5,925,058	265,000	6,190,058

会計補正予算実施計画説明書

支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
給料	112,827	
手当等	102,247	
賞与引当金繰入額	22,655	
法定福利費	20,453	
法定福利費繰入額	6,818	

(議案第91号)

令和6年厚木市議会第7回会議（12月定例会議）

令和6年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第91号

令和6年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中「175,000千円」を「210,000千円」に改める。

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,415,646千円	648千円	6,416,294千円
第1項 営業収益	3,817,436千円	269千円	3,817,705千円
第2項 営業外収益	2,598,210千円	379千円	2,598,589千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,265,641千円	1,275千円	6,266,916千円
第1項 営業費用	5,985,573千円	4,457千円	5,990,030千円
第2項 営業外費用	279,043千円	△3,182千円	275,861千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「1,092,956千円」を「1,093,898千円」に、「98,842千円」を「102,023千円」に、「585,992千円」を「599,664千円」に、「408,122千円」を「392,211千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,838,617千円	36,256千円	1,874,873千円
第1項 企業債	1,261,600千円	35,000千円	1,296,600千円
第6項 他会計負担金	403,774千円	1,256千円	405,030千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,931,573千円	37,198千円	2,968,771千円
第1項 建設改良費	1,328,002千円	37,198千円	1,365,200千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道恩曾川左岸第2排水区浸水対策事業	千円 285,000	令和 5年度	千円 110,000
				令和 6年度	175,000

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道恩曾川左岸第2排水区浸水対策事業	千円 320,000	令和 5年度	千円 110,000
				令和 6年度	210,000

(債務負担行為の補正)

第6条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	令和7年度	千円 4,500
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	令和7年度	15,500
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	令和7年度	20,000
公共下水道汚水栓設置工事経費	令和7年度	14,000

(企業債の補正)

第7条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	千円 1,076,400	千円 1,111,400
計	1,261,600	1,296,600

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第8条 予算第10条中「221,629千円」を「228,284千円」に改める。

令和6年1月29日提出

厚木市長 山口貴裕

令和 6 年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和6年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,415,646	648	6,416,294	
	1 営業収益		3,817,436	269	3,817,705	
		2 雨水処理負担金	636,580	269	636,849	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,598,210	379	2,598,589	
		2 他会計負担金	46,732	379	47,111	一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			6,265,641	1,275	6,266,916	
	1 営業費用		5,985,573	4,457	5,990,030	
		1 管渠費	362,482	1,229	363,711	職員給与費
		5 普及促進費	36,949	596	37,545	職員給与費
		6 水質規制費	27,099	161	27,260	職員給与費
		7 業務費	172,863	633	173,496	職員給与費
		8 総係費	137,017	1,838	138,855	職員給与費
	2 営業外費用		279,043	△ 3,182	275,861	
		2 消費税及び地方消費税	44,026	△ 3,182	40,844	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,838,617	36,256	1,874,873	
	1 企業債		1,261,600	35,000	1,296,600	
		1 企業債	1,261,600	35,000	1,296,600	
	6 他会計負担金		403,774	1,256	405,030	
		1 他会計負担金	403,774	1,256	405,030	一般会計 負担金

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			2,931,573	37,198	2,968,771	
	1 建設改良費		1,328,002	37,198	1,365,200	
		1 管渠建設費	999,472	37,198	1,036,670	職員給与費 2,198

令和6年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和6年4月1日 から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は損失）	47,355,000
減価償却費	3,759,341,000
貸倒引当金の増減額（△は減少）	380,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,817,162
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	318,019
固定資産除却費	789,000
長期前受金戻入額	△ 2,532,913,000
資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 29,370,000
受取利息	△ 10,000
支払利息	234,972,000
未収金の増減額（△は増加）	△ 3,918,178
未払金の増減額（△は減少）	△ 590,657,121
小計	888,103,882
利息の受取額	10,000
利息の支払額	△ 231,973,827
業務活動によるキャッシュ・フロー	656,140,055

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,390,329,000
無形固定資産の取得による支出	△ 181,455,000
国庫補助金による収入	170,000,000
負担金による収入	23,149,000
一般会計からの繰入金による収入	405,030,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 973,605,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,426,600,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,403,641,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,959,000

資金増減額（△は減少額）

資金期首残高	△ 294,505,945
資金期末残高	2,443,239,021

補 正 予 算 給

1 総括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当
補 正 後	人 15	人 24	千円 590	千円 96,860	千円 92,302
補 正 前	15	24	590	93,662	89,266
比 較	0	0	0	3,198	3,036

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	千円 3,960	千円 2,286	千円 16,793	千円 2,385	千円 3
	補正前	3,960	2,286	16,279	2,385	3
	比 較	0	0	514	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 别 内 訳
給 料	千円 3,198	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分
		昇 給 に 伴 う 増 加 分
		そ の 他 の 增 減 分
手 当	3,036	制 度 改 正 に 伴 う 增 減 分
		そ の 他 の 增 減 分

与 費 明 細 書

費 計	法定福利費	合 計	備 考
千円 189,752	千円 38,532	千円 228,284	
183,518	38,111	221,629	
6,234	421	6,655	

時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 13,261	千円 4,872	千円 46,282	千円 2,460
12,917	4,872	44,104	2,460
344	0	2,178	0

説 明	備 考
給料改定率 3.09%	給与改定実施時期 令和6年4月1日
給与改定に伴う増	

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	一般職平均給与月額
補 正 後	円 487,569
補 正 前	473,486

(2) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.25	2.35	4.6	有	
補 正 前	2.25	2.25	4.5	有	
国 の 制 度	2.25	2.35	4.6	有	

継 続 費 に 関 す る

款	項		全 体 計					
			年 度	補 正 区 分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		
						国県補助金	企業債	その他の
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	公共下水道 恩曾川左岸 第2排水区 浸水対策事業	令 和 5 年 度		110,000		110,000	
				補正前	175,000		175,000	
				補正額	35,000		35,000	
			令 和 6 年 度	補正後	210,000		210,000	
				補正前	285,000		285,000	
				補正額	35,000		35,000	
				補正後	320,000		320,000	
				計				

調 書 (補 正)

(単位 : 千円・%)

画 面	令和 4 年度末 までの支 払 義務発生額	令和 5 年度末 までの支 払 義務発生額	令和 6 年度 支 払 義務 発生予定額	令和 6 年度末 までの 支 払 義務 発生予定額	令和 7 年度 以 降 の 支 払 義務 発生予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率
損益勘定 留保資金						0.0
			285,000	285,000		
			35,000	35,000		100.0
			320,000	320,000		
			285,000	285,000		
			35,000	35,000		100.0
			320,000	320,000		

債務負担行為

1 追加

事項	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	4,500 千円
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	15,500
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
公共下水道汚水柵設置工事経費	14,000

関する調書（補正）

令和5年度末までの支払義務発生（見込）額		令和6年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
期間	金額	期間	金額	
	千円	令和7年度	4,500	損益勘定資金
		令和7年度	15,500	〃
		令和7年度	20,000	〃
		令和7年度	14,000	損益勘定留保資金

令和6年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地	809,310,201
ロ 建物	602,908,020
△ 減価償却累計額	△ 163,403,743
439,504,277	
ハ 構築物	89,763,033,904
△ 減価償却累計額	△ 17,464,606,089
72,298,427,815	
ニ 機械及び装置	755,867,753
△ 減価償却累計額	△ 207,823,451
548,044,302	
ホ 工具、器具及び備品	16,097,596
△ 減価償却累計額	△ 11,517,360
4,580,236	
ヘ 建設仮勘定	510,103,956
有形固定資産合計	74,609,970,787

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア	659,310
ロ 施設利用権	3,069,391,180
無形固定資産合計	3,070,050,490

(3) 投資その他の資産

イ 出資金	7,830,000
ロ 破産更生債権等	89,246
△ 破産更生債権等 貸倒引当金	△ 89,246
投資その他の資産合計	0
固定資産合計	7,830,000
	77,687,851,277

2 流動資産

(1) 現金及び預金

2,148,733,076

(2) 未収金

581,585,000

未収金貸倒引当金

△ 16,841,346

564,743,654

流動資産合計

2,713,476,730

資産合計

80,401,328,007

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>17, 218, 894, 076</u>	
企業債合計		<u>17, 218, 894, 076</u>
固定負債合計		17, 218, 894, 076

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	<u>1, 141, 272, 000</u>	
企業債合計		1, 141, 272, 000

(2) 未払金

510, 484, 000

(3) 預り金

700, 000

(4) 未払費用

8, 696, 000

(5) 引当金

イ 賞与引当金	14, 822, 000	
ロ 法定福利費引当金	<u>2, 836, 000</u>	
引当金合計		<u>17, 658, 000</u>
流動負債合計		1, 678, 810, 000

5 繰延収益

(1) 長期前受金

59, 935, 341, 277

収益化累計額	<u>△ 12, 878, 340, 397</u>	
(2) 建設仮勘定長期前受金		47, 057, 000, 880
繰延収益合計		<u>175, 823, 662</u>

47, 232, 824, 542

負債合計

66, 130, 528, 618

資 本 の 部

6 資本金

12, 635, 343, 193

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	425, 861, 738	
ロ 国庫補助金	<u>96, 600, 000</u>	
資本剰余金合計		<u>522, 461, 738</u>

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	<u>1, 112, 994, 458</u>	
利益剰余金合計		<u>1, 112, 994, 458</u>
剰余金合計		<u>1, 635, 456, 196</u>

資本合計

14, 270, 799, 389

負債資本合計

80, 401, 328, 007

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物	15～50 年
構築物	10～50 年
機械及び装置	15～20 年
工具、器具及び備品	5～10 年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア	5 年
施設利用権	35 年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に 447,829,000 円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,428,029,765円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	667,920円
1年超	0円
計	667,920円

6 その他の事項に関する注記

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和6年6月に、職員の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金11,598,100円及び法定福利費引当金2,258,849円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

令和6年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金4,078,000円を取り崩す予定である。

令和6年度厚木市公共下水道事業会計

収 益 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,415,646	648	6,416,294
1 営業収益	3,817,436	269	3,817,705
2 雨水処理負担金	636,580	269	636,849
2 営業外収益	2,598,210	379	2,598,589
2 他会計負担金	46,732	379	47,111

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,265,641	1,275	6,266,916
1 営業費用	5,985,573	4,457	5,990,030
1 管渠費	362,482	1,229	363,711
5 普及促進費	36,949	596	37,545
6 水質規制費	27,099	161	27,260
7 業務費	172,863	633	173,496
8 総係費	137,017	1,838	138,855
2 営業外費用	279,043	△ 3,182	275,861
2 消費税及び地方消費税	44,026	△ 3,182	40,844

補正予算（第1号）予算明細書

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	269	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増
1 一般会計負担金	379	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 紙料	536	
2 手当	619	
6 法定福利費	74	
1 紙料	276	
2 手当	281	
6 法定福利費	39	
1 紙料	54	
2 手当	92	
6 法定福利費	15	
1 紙料	302	
2 手当	291	
6 法定福利費	40	
1 紙料	875	
2 手当	841	
6 法定福利費	122	
1 消費税及び地方消費税	△ 3,182	

資 本 的 収 入

收 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	1,838,617	36,256	1,874,873
1 企業債	1,261,600	35,000	1,296,600
1 企業債	1,261,600	35,000	1,296,600
6 他会計負担金	403,774	1,256	405,030
1 他会計負担金	403,774	1,256	405,030

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	2,931,573	37,198	2,968,771
1 建設改良費	1,328,002	37,198	1,365,200
1 管渠建設費	999,472	37,198	1,036,670

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債（建設改良）	35,000	
1 一般会計負担金	1,256	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 紙料	1,155	
2 手当	912	
6 法定福利費	131	
23 工事請負費	35,000	公共下水道恩曾川左岸第2排水区浸水対策 事業費（継続費）増 35,000